申請人プログラム操作説明書 (債権譲渡登記編)

令和3年11月

<略称>

•

| 本書では、次のよう | な略称を使用しています。 |
|-------------------|---|
| Windows 8.1 | : Microsoft [®] Windows [®] 8.1 Pro Operating System (日本語版) |
| Windows 10 | : Microsoft [®] Windows [®] 10 Home Operating System (日本語版) |
| | :Microsoft [®] Windows [®] 10 Pro Operating System (日本語版) |
| Internet Explorer | : Microsoft® Internet Explorer® (日本語版) |
| JRE | : Java Runtime Environment |
| 商標に関する表示し | |

- <商標に関する表示>
- Microsoft, Windows, Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における商標又は登録商標です。
- Java及びその他のJavaを含む商標は、米国Oracle Corporationの米国及びその他の国における商標又 は登録商標です。
- ・本書に掲載の商品の名称は、それぞれ各社が商標として使用している場合があります。

| 1 | | . はじめに | |
|---|---|---|----|
| - | 1 | 1 . 1 対象となる申請 | 1 |
| - | 1 | 1 . 2 「申請人プログラム」の機能 | 3 |
| 2 | • | 2. 注意事項 | |
| 4 | 2 | 2 . 1 出頭又は送付の方法による申請を行う際の注意点 | 5 |
| 4 | 2 | 2 事前提供データを送信する際の注意点 | 6 |
| 2 | 2 | 2 . 3 オンラインによる申請を行う際の注意点 | 7 |
| 4 | 2 | 2 . 4 パソコン動作環境 | |
| 4 | 2 | 2.5 Internet Explorerの設定 | 14 |
| 3 | • | ・インストールとアンインストール | |
| | 3 | 3.1 インストール | |
| | 3 | 3.2 アンインストール | |
| 4 | • | . 操作説明 | |
| 2 | 1 | 4 . 1 プログラム起動 | |
| 2 | 1 | 4 . 2 申請データのチェック | |
| 4 | 4 | 4 . 3 申請データの確認 | |
| 4 | 1 | 4 事前提供データの作成 | |
| 2 | 1 | 4 . 5 オンライン申請情報の作成 | |
| 5 | • | 5. 申請の流れ | |
| Į | 5 | 5 . 1 出頭又は送付の方法による申請 | |
| Į | 5 | 5 . 2 事前提供データの送信(申請用総合ソフト) | |
| | 5 | 5 . 3 オンラインによる申請(申請用総合ソフト) | |
| 6 | | う.メッセージー覧 | |

1. はじめに

本操作説明書は債権譲渡登記,質権設定登記の申請並びにこれらの登記に係る登記事項 証明書及び登記事項概要証明書の交付請求を行うための「申請人プログラム」の操作説明 書です。なお,動産譲渡登記関係手続については「申請人プログラム操作説明書(動産譲 渡登記編)」を参照してください。

1.1 対象となる申請

申請人プログラムの対象となる申請は次のとおりです。

(1) 窓口への出頭(以下「出頭」という。)又は送付の方法による申請の場合「媒体による提出」

①登記申請の種類

- ・債権譲渡登記
- ・質権設定登記

②証明書交付請求の種類

- ・登記事項概要証明書(譲渡人複数指定による検索)
- (2) 窓口への出頭又は送付の方法による申請の場合「事前提供データの送信」

登記申請の種類

- 債権譲渡登記
- ・質権設定登記
- (3) オンラインによる申請の場合

①登記申請の種類

- ・債権譲渡登記
- · 質権設定登記
- ·延長登記
- ・抹消登記
- 注:債権譲渡登記,質権設定登記及び延長登記において存続期間が50年 (債務者不特定の債権を含む場合には10年)を超える登記の申請をす る場合,添付書面として,その存続期間を定めるべき特別の事由があ ることを証する書面が必要となりますので,オンライン申請を行うこ とはできません。

②証明書交付請求の種類

·登記事項概要証明書

(登記番号指定検索,当事者指定検索,譲渡人複数指定検索)

- 登記事項証明書
 - (登記番号・債権通番による検索,登記番号・債権を特定する事項に よる検索,譲渡人・譲受人・債権を特定する事項による検索)

1.2 「申請人プログラム」の機能

「申請人プログラム」(以下「本プログラム」という。)は、債権譲渡登記関係 手続、動産譲渡登記関係手続の登記申請又は証明書交付請求において利用する申請 データ(※1)のデータチェック等を行うことができます。各機能は、以下のとお りです。

(1)出頭又は送付の方法による申請の場合「媒体による提出」

①データチェック

事前に作成した申請データを本プログラムに読み込み,申請データのチェッ クを行います。

チェックの結果,エラー発見された場合は,エラー箇所やその内容を示すエ ラーメッセージを表示します。

チェックの結果,エラーがなく、申請データが正常であることを確認するこ とができたら、申請データを媒体(申請に使用することができる媒体の仕様 については、法務省ホームページに掲載されている「債権譲渡登記申請デー タ仕様」により確認してください。)に格納し、出頭又は送付の方法により 申請手続きを行ってください。

②データ表示

①でデータチェックした申請データを確認する場合に使用します。

申請データの内容をディスプレイ画面に表示,印刷することができます。また,表示用HTMLを指定したフォルダに格納することができます。

(2) 出頭又は送付による申請の場合「事前提供データの送信」

①データチェック

事前に作成した申請データを本プログラムに読み込み,申請データのチェッ クを行います。

チェックの結果,エラーが発見された場合は,エラー箇所やその内容を示す エラーメッセージを表示します。

②データ表示

①でデータチェックした申請データを確認する場合に使用します。

申請データの内容をディスプレイ画面に表示,印刷することができます。また,表示用HTMLを指定したフォルダに格納することができます。

③事前提供データの作成

①のチェックの結果,エラーがなく,申請データが正常であることを確認す ることができたら,事前提供データ作成機能により,事前提供による送付に 必要な事前提供データ(※2)を作成します。

なお、②の機能により、事前提供データの内容をディスプレイ画面に表示、 印刷することができます。

- (3) オンラインによる申請の場合
 - ①データチェック

事前に作成したオンライン申請データ(※3)を本プログラムに読み込み,オ ンライン申請データのチェックを行います。

チェックの結果,エラーが発見された場合は,エラー箇所やその内容を示す エラーメッセージを表示します。

②データ表示

①でデータチェックしたオンライン申請データを確認する場合に使用します。 オンライン申請データの内容をディスプレイ画面に表示,印刷することがで きます。また,表示用HTMLを指定したフォルダに格納することができます。

③オンライン申請情報作成

①のチェックの結果、エラーがなく、オンライン申請データが正常であることを確認することができたら、オンライン申請情報作成機能により、オンラインによる申請に必要なオンライン申請情報(※4)を作成します。 なお、②の機能により、オンライン申請情報の内容をディスプレイ画面に表

示,印刷することができます。

※1「申請データ」

各種申請に当たり申請磁気ディスクに格納すべき情報に相当するデータをいいます。

※2「事前提供データ」

「申請データ」を1つのファイルに圧縮し、事前提供用の送信票を加えたデ ータをいいます。

※3「オンライン申請データ」

※1の「申請データ」にオンラインによる申請に必要な情報が付加されたデ ータをいいます。

※4「オンライン申請情報」

「オンライン申請データ」を一つのファイルに圧縮し、オンライン申請用の 送信票を加えたデータをいいます。

2. 注意事項

2.1 出頭又は送付の方法による申請を行う際の注意点

- (1) 債権譲渡登記・質権設定登記の申請に関する注意点
 - 債権譲渡登記及び質権設定登記の申請データについて、本プログラムを利用してデータチェックを行うことができます。
 - 作成する申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文字であり、 拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。なお、申請データの作 成方法については、法務省ホームページに掲載されている「債権譲渡登記申 請データ仕様」を確認してください。

登記共通事項ファイルCOMMON. xml譲渡人情報ファイルJT. xml譲受人情報ファイルJJ. xml債権個別事項ファイルCREDIT. xml債務者情報ファイルSM. xml (債務者が特定されている場合)原債権者情報ファイルGS. xml代理人情報ファイルDAIRI. xml (代理人が存在する場合)

- 代理人は最大2名, 譲渡人は最大999名, 譲受人は最大999名です。
- (2) 登記事項概要証明書の交付請求に関する注意点
 - 譲渡人複数指定による登記事項概要証明書(ないこと証明)の申請データについて、本プログラムを利用してデータチェックを行うことができます。
 - 作成する申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文字であり、 拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。なお、申請データの作 成方法については、法務省ホームページに掲載されている「ないこと証明申 請データ仕様」を確認してください。

特定情報ファイル SEARCH. xml

• 検索の対象として指定することができる譲渡人は最大2,000名までです。

2.2 事前提供データを送信する際の注意点

事前提供データを作成した際には,送信を行う前に,本プログラムによりデ ータチェックを行ってください。データチェックにより,作成された申請デー タの形式的なエラーの有無を確認することができます。

なお,申請データの作成方法については,法務省ホームページに掲載されて いる「債権譲渡登記申請データ仕様」を確認してください。

また,事前提供データを送信するには,法務省の登記・供託オンライン申請 システムを利用します。申請方法の詳細については,「登記・供託オンライン 申請システム 登記ねっと 供託ねっと」のホームページ

(<u>https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp</u>) に掲載されている「申請 者操作マニュアル(動産譲渡登記・債権譲渡登記 申請用総合ソフト編)」を 参照してください。

- (1) 債権譲渡登記・質権設定登記の申請に関する注意点
 - 作成する申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文字であり、 拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。なお、申請データの 作成方法については、法務省ホームページに掲載されている「債権譲渡登 記申請データ仕様」を確認してください。

| 登記共通事項ファイル | COMMON. xm1 |
|------------|------------------------|
| 譲渡人情報ファイル | JT. xml |
| 譲受人情報ファイル | JJ. xml |
| 債権個別事項ファイル | CREDIT. xml |
| 債務者情報ファイル | SM.xml (債務者が特定されている場合) |
| 原債権者情報ファイル | GS. xml |
| 代理人情報ファイル | DAIRI.xml(代理人が存在する場合) |

- 代理人は最大2名, 譲渡人は最大999名, 譲受人は最大999名です。
- 申請用総合ソフトで送信するデータが20MBを超える場合,事前提供データ を送信することはできませんので、出頭又は送付による方法「媒体による 提出」で申請してください。

2.3 オンラインによる申請を行う際の注意点

オンライン申請データを作成した際には、申請を行う前に、本プログラムに よりデータチェックを行ってください。データチェックにより、作成された申 請データのエラーの有無を確認することができます。

なお、オンライン申請データの作成方法については、法務省ホームページに 掲載されている「債権譲渡登記オンライン申請データ仕様」又は「債権譲渡登 記オンライン証明書請求データ仕様」を確認してください。

また,債権譲渡登記関係手続のオンライン申請を行うに当たっては,法務省 の登記・供託オンライン申請システムを利用します。申請方法の詳細について は,「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」のホーム ページ(<u>https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp</u>)に掲載されている「申 請者操作マニュアル (動産譲渡登記・債権譲渡登記 申請用総合ソフト編)」 及び「申請者操作マニュアル (動産譲渡登記・債権譲渡登記 かんたん証明書請 求編)」を参照してください。

- (1) 債権譲渡登記・質権設定登記のオンラインによる申請に関する注意点
 - 作成するオンライン申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文
 字であり、拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。

登記共通事項ファイルCOMMON. xml譲渡人情報ファイルJT. xml譲受人情報ファイルJJ. xml債権個別事項ファイルCREDIT. xml債務者情報ファイルSM. xml (債務者が特定されている場合)原債権者情報ファイルGS. xml代理人情報ファイルDAIRI. xml (代理人が存在する場合)

*それぞれのファイルには出頭・送付申請用の申請データに、オンラインに よる申請に必要な情報を付加した内容を格納します。

電子署名を付したオンライン申請情報のファイルサイズが20MBを超える場合、オンラインによる申請を行うことはできませんので、出頭又は送付による方法「媒体による提出」で申請してください。

- 債権譲渡登記,質権設定登記及び延長登記において存続期間が50年(債務者 不特定の債権を含む場合には10年)を超える登記の申請をする場合,添付書 面として,その存続期間を定めるべき特別の事由があることを証する書面が 必要となりますので,オンライン申請を行うことはできません。
- 法定代理人が申請する場合、オンライン申請を行うことはできません。
- (2) 抹消登記のオンラインによる申請に関する注意点
 - 作成するオンライン申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文
 字であり、拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。

| 登記共通事項ファイル | COMMON. xm1 |
|------------|-----------------------|
| 譲渡人情報ファイル | JT. xml |
| 譲受人情報ファイル | JJ. xml |
| 代理人情報ファイル | DAIRI.xml(代理人が存在する場合) |

- オンライン申請データに記録した譲渡人,譲受人,質権設定者又は質権者の 表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは,変更を証す る書面に代わるべき登記情報の送信を受けるために必要な情報として「登記 情報提供サービス」(※5)から取得した「照会番号」及び「発行年月日」 を入力することにより申請することができます。
- 法定代理人が申請する場合、オンライン申請を行うことはできません。
- (3) 延長登記のオンラインによる申請に関する注意点
 - 作成するオンライン申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文
 字であり、拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。

| 登記共通事項ファイル | COMMON. xm] | l |
|------------|-------------|--------------|
| 譲渡人情報ファイル | JT.xml | |
| 譲受人情報ファイル | JJ. xml | |
| 代理人情報ファイル | DAIRI.xml | (代理人が存在する場合) |

- オンライン申請データに記録した譲渡人,譲受人,質権設定者又は質権者の 表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは,変更を証す る書面に代わるべき登記情報の送信を受けるために必要な情報として「登記 情報提供サービス」(※5)から取得した「照会番号」及び「発行年月日」 を入力することにより申請することができます。
- 債権譲渡登記,質権設定登記及び延長登記において存続期間が50年(債務者 不特定の債権を含む場合には10年)を超える登記の申請をする場合,添付書 面として,その存続期間を定めるべき特別の事由があることを証する書面が 必要となりますので,オンライン申請を行うことはできません。
- 法定代理人が申請する場合、オンライン申請を行うことはできません。
- (4)登記事項概要証明書のオンラインによる交付請求(登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトを利用して申請する場合)に関する注意点
 - 作成するオンライン申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文
 字であり、拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。

証明共通事項ファイル COMMON. xml 特定情報ファイル SEARCH. xml

- 特定情報ファイル(SEARCH. xml)は、証明共通事項ファイル(COMMON. xml)の検索種別(01(登記事項概要証明書登記番号による検索),02(登記事項概要証明書 譲渡人・譲受人による検索))によって、それぞれフォーマットが異なります。
- 1通の証明書の枚数が3,000枚を超える場合、オンライン(電磁的記録の提供)
 による交付を行うことはできません。3,000枚を超える証明書については窓
 ロ交付又は送付の方法による交付となります。
- 登記・供託オンライン申請システムの「かんたん証明書請求」機能を利用して登記事項概要証明書の交付請求をする場合、本プログラムによりオンライン申請データを作成する必要はありません。

- (5) 登記事項証明書のオンラインによる交付請求に関する注意点
 - 作成する申請データは次のとおりです。ファイル名は半角英大文字であり、 拡張子は半角英小文字であることにご注意ください。

| 証明共通事項ファイル | COMMON. xm1 |
|------------|------------------------|
| 特定情報ファイル | SEARCH. xm1 |
| 代理人情報ファイル | DAIRI.xml (代理人が存在する場合) |

- 特定情報ファイル(SEARCH.xml)は、証明共通事項ファイル(COMMON.xml)の検索種別(03(登記事項証明書 登記番号・債権通番による検索),04(登記事項証明書 登記番号・債権を特定する事項による検索),05(登記事項証明書 譲渡人・譲受人・債権を特定する事項による検索)によって、それぞれフォーマットが異なります。
- 法定代理人が申請する場合,オンラインによる申請を行うことはできません。
- 1通の証明書の枚数が3,000枚を超える場合、オンライン(電磁的記録の提供)
 による交付を行うことはできません。3,000枚を超える証明書については窓
 口交付又は送付の方法による交付となります。
- 登記事項証明書の交付請求については、登記・供託オンライン申請システムの「かんたん証明書請求」機能を利用して、オンライン申請を行うことはできませんので、本プログラムによりオンライン申請情報を作成してください。
- (6) その他の注意点
 - 判決により申請人の一方が単独で行う登記の申請については、オンラインによる申請を行うことはできません。
 - ※5 「登記情報提供サービス」の詳しいご利用方法については、「登記情報提 供サービス」のホームページ(<u>https://www1.touki.or.jp/gateway.html</u>) をご覧ください。

2.4 パソコン動作環境

「本プログラム」でオンラインによる申請を行うためのパソコン動作環境を示 します。

①ハードウェアに関する環境

- ・CPU:64ビットプロセッサ
- ・メモリ:2GB以上推奨

(本プログラムではデータ表示にInternet Explorerを使用します。 譲渡に係る債権の個数が1万個を超える登記の申請を行う場合や債 務者の人数が1万人を超える登記の申請を行う場合は、申請人プログ ラムの表示範囲指定をご利用いただくか、使用上限メモリサイズを 増やすことを推奨します。(使用上限メモリサイズを増やす方法に ついては、後記※6を参照してください。)

また,その場合はデータ表示においてInternet Explorerが500MB程 度のメモリを消費しますので,使用上限メモリサイズと合わせて搭 載メモリを超える場合,パソコンの搭載メモリを増やすことを推奨 します。

- ・空きディスク容量:320MB以上
- ・画面解像度:1280×1024ピクセル以上推奨
- ② ソフトウェアに関する環境
 - 対象の0Sは、Windows 8.1及びWindows 10です。
 以下の0Sについては動作確認済みです。

Windows 8.1 (64ビット版)

Windows 10 (64ビット版)

・対象のブラウザはInternet Explorerです。

以下のブラウザについては動作確認済みです。

Windows 8.1の場合はInternet Explorer 10,

Internet Explorer 11

Windows 10の場合はInternet Explorer 11

・利用可能な画面の設定は以下の通りです。

Windows8.1の場合はModern UI デザイン

Windows 10の場合はデスクトップモード

※6 申請人プログラムの使用上限メモリサイズを増やす方法

| | コピー(C) |
|------|---------------|
| | ショートカットの作成(S) |
| | 削除(D) |
| 申請人力 | 名前の変更(M) |
| 7.0 | プロパティ(R) |

申請人プログラムのアイコンを右クリックしてメニューを表示し、メニューの一番下にある[プロパティ(R)]を選択します。

| 🔜 申請人プログラム | 7. 05のプロパティ | × |
|----------------------------|--|---|
| 全般ショートカ | ット 互換性 セキュリティ 詳細 以前のバージョン | |
| a + | 請人プログラム7.05 | _ |
| 種類: | アプリケーション | |
| 場所: | bin | |
| リンク先(工): | fbin¥javaw.ext -Xmx768Madd-opens java.xml/cc | ж |
| 作業フォルダー(<u>S</u>): | C:¥SaikenDousanAP7.05¥app | |
| ショートカット キー(<u>K</u>): | なし | |
| 実行時の 大きさ(<u>R</u>): | 通常のウィンドウ 、 | / |
| コメント(<u>O</u>): | | |
| ファイルの場所 | を開く(<u>F</u>) アイコンの変更(<u>C</u>) 詳細設定(<u>D</u>) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | OK キャンセル 適用(A) | |

[リンク先(T)]に記載された「-Xmx768M」の768の表示が使用上限メモリサイズを示しています(上の例では、「768」と表示されていますので、768が上限となります。)。「768」の部分を「1024」(768から256MB増やしたので、上限が1024MBとなります。)等の数値に書き換えた後に[OK]ボタンをクリックして本画面を閉じれば使用上限メモリサイズの変更は完了です。

2.5 Internet Explorerの設定

本プログラムを使用する際のInternet Explorerの設定を以下に示します。設定 が異なる場合,帳票が正しく印刷されない可能性があります。

- ① 余白(単位 mm)
 - 左:「19.05」,右:「19.05」
 - 上:「19.05」,下:「19.05」に設定します。
- ヘッダー・フッター
 ヘッダー:「&w&b&p/&Pページ」
 フッター:「&u&b&d」に設定します。
- 印刷の向き

「縦」のチェックを選択します。

| 用紙オプション | 余白 (ミ) |) | |
|--|---------------|----------|--|
| 用紙サイズ(乙): | 左(L): | 19.05 | Contraction of the second seco |
| A4 🔹 | 右(R): | 19.05 | Char and reported from, Markan and Part Report 26 April 2010 (Constraints of the Constraints) 26 April 2010 (Constraints) 26 April 2010 (Constraints) |
| ◎ 縦(0) ⑦ 横(A) | 上(T): | 19.05 | Construction Co |
| □ 背景の色とイメージを印刷する(C) ☑ 縮小して全体を表示できるようにする(S) | Т(В) : | 19.05 | 12 and 12 |
| へッダーとフッター へッダー(H): | <i>7</i> 9% | -(F): | |
| 91 HU | - URI | _ | • |
| ·控- | ▼ ·空· | | • |
| パージ番号/パージ総数 | ▼ 目标 | † (短い形式) | • |
| フォントの変更(N) | | | |
| | | _ | |

3. インストールとアンインストール

本プログラムのインストール、アンインストール手順を示します。

注意 インストール・アンインストールは必ずそのコンピュータの管理者権限 のユーザで行ってください。

「申請人プログラム7.05」は、動産譲渡登記と債権譲渡登記とで共通のものですので、動産譲渡登記関係手続において利用する申請データの作成等についても行うことができます。

3.1 インストール

- OSを起動します。ネットワークに参加するパソコンをお使いの場合は、その コンピュータの管理者権限(アドミニストレーター権限)を持つユーザーで ログオンします。
- 「saikendousan_setup.exe」アイコンをダブルクリックします。以降は画面の指示に従ってインストールを実施します。

※既に「申請人プログラム7.01」以降がインストールされている場合、

「saikendousan_setup.exe」を起動すると自動的にアンインストールが開始 されます(※7)。その場合は、アンインストールの完了後に再度インストー ルを実施してください。

また、アンインストールされなかった旧バージョンが存在している場合(デ フォルトでは、C:¥SaikenDousanAP7.0X)は、フォルダ内にある「unins000.exe」 を実行してアンインストールしてください。 ※7 インストール先のディレクトリ(初期設定は「C:¥SaikenDousanAP7.05」)の配下 に申請データを作成したり、オンライン申請情報の作成先に指定していた場合は、「申 請人プログラム7.05」のアンインストールと同時に申請データやオンライン申請情報が 削除されてしまいますのでご注意下さい。

| ・サ・ | - アカウント制御 | | | × | |
|----------------------|---|-------------------------------|---------|------------|-----|
| U 1 | の不明な発行元から ,ますか? | のアプリが PC | に変更を加え | ることを許可 | |
| プ 発 フ | ログラム名: saikendou 終行元: 不明 ァイルの入手先: このコンピュ | usan_setup.exe -タ-上のハードドラ・ | イブ | | |
| | を表示する(D) | | (はい(Y) | เงเงิส์(N) | |
| | | <u>これらの通知</u> | を表示するタイ | ミングを変更する | |
| • 「saikendo を続行する | wsan_setup.exe 」 場合は[はい(Y)] | を起動した場 をクリックし | 合に表示さ | れます。イン | マトー |

| | いつトウェアを実行しますが? | |
|---|--|----------|
| 名前: …dministra 発行元 不明な発行; 種類 アプリケー: 発信元 C:¥Users¥/ | ator¥Desktop¥saikendousan_setup.ex 元 ション Administrator¥Desktop¥saikendousan. 実行(R) キャンセル | |
| ☑ このファイル開く前に常に警告する(₩) | | |
| このファイルには、発行元を検 きる発行元のソフトウェアのみ 詳細を表示します。 | 証できる有効なデジタル署名がありません。信頼 実行してください。 <u>実行することのできるソフトウェ</u> | ic Po |



•インストールを続行する場合は [次へ(N) >] ボタンをクリックします。

| 뤻 申請人プログラム7.05 セットアップ – | | × |
|--|-----------|---|
| 使用許諾契約書の同意 続行する前に以下の重要な情報をお読みください。 | <u>@7</u> | ß |
| 以下の使用許諾契約書をお読みください。インストールを続行するにはこの契約書に する必要があります。 - | 同意 | |
| ソフトウェア使用許諾書 | ^ | |
| 本ソフトウェア(プログラム及び関連ドキュメントを含む。)を使用する際には,以下(使用許諾条項の全てに同意する必要があります。本ソフトウェアを使用された方は; 本使用許諾条項に同意したものとみなされます。 本使用許諾条項を確認し,ご理解した上で本ソフトウェアを使用してくたさい。 | π | |
| [使用許諾条項] ○ 使田著什 赤いつトゥェア友 動産・傳羅職演祭記規則(平式10年法務劣会協30 | , v | |
| ● 同意する(A) ○ 同意しない(D) | | |
| <戻る(8) 次へ(11)> き | キャンセル | |

 使用許諾の内容に同意する場合は[同意する(A)]を選択後に[次へ(N)>]ボ タンをクリックします。[同意しない(D)]を選択した場合はインストールを中 止します。

| 뤻 申請人プログラム7. 05 セットアップ | _ | | \times |
|---|------|--------------|----------|
| インストール先の指定 申請人プログラム7.05のインストール先を指定してください。 | | | |
| 申請人プログラム7.05 をインストールするフォルダを指定して、「 してください。 | 次へ」を | をクリック | |
| 続けるには「次へ」をクリックしてください。別のフォルダーを選択するには「参! ください。 | 照」をク | ノックして | |
| C:¥SaikenDousanAP7.05 | 参照 | ≅(R) |] |
| | | | |
| このプログラムは最低 299.2 MB のディスク空き領域を必要とします。 | | | |
| < 戻る(B) 次へ(N) > | | キャンセ | 2014 |

 プログラムのインストール先を指定し、[次へ(N) >] ボタンをクリックします。 インストール先の初期設定は「C:¥SaikenDousanAP7.05」になっています。 インストール先を変更する場合は[参照(R)] ボタンを押して任意のフォルダを 指定します。

注意事項

 初期設定の「C:¥SaikenDousanAP7.05」以外(例えばC:¥Program Filesの配下など) にインストールした場合,「4.1 プログラムの起動」の記載手順では起動し ない場合があります。実行時に右クリックして表示されるメニュー上の「管理者 として実行(A)」を行うと起動できます。記載手順で起動する場合には、アンイン ストールを行い、インストール先を変えて再インストールを行ってください。

| 뤻 申請人プログラム7. 0 5 セットアップ | _ | | \times |
|---|------|--------------------|----------|
| ブログラムグループの指定 プログラムアイコンを作成する場所を指定してください。 | | | |
| 2ットアップはスタートメニューにプログラムのショートカットを作成し | ます。 | | |
| 続けるには「次へ」をクリックしてください。違うディレクトリを選択するには「参 ください。 | 照」をク | リックして | |
| 申請人プログラム7.05 | 参 | 照 <mark>(R)</mark> |] |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| < 戻る(8) 次へ(11) > | | キャンセ | ZUL |

 プログラムグループを指定し、[次へ(N)>]ボタンをクリックします。プロ グラムグループの指定の初期設定は「申請人プログラム7.05」になっていま す。プログラムグループの指定を変更する場合は[参照(R)]ボタンを押して 任意のフォルダを指定します。

| 👸 申請人プログラム7.05 セットアップ | | | _ | | × |
|---------------------------------|----------|-----------|-------|---------|-----|
| 追加タスクの選択 実行する追加タスクを選択してください | lo | | | (| |
| 申請人ブログラム7・05 インストール# してください。 | もに実行する追加 | ロタスクを選択して | 、「)欠/ | く」をクリック |) |
| アイコンを追加する: | | | | | |
| □ デスクトップ上にアイコンを作成する | 3(D) | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | < 戻る(B) | 次へ(N) > | | キャンセ | 216 |

- デスクトップ上にアイコンを作成する場合はチェックボックスをチェックします。
- •インストールを続行する場合は [次へ(N) >] ボタンをクリックします。

| 뤻 申請人プログラム7.05 セットアップ | _ | | × |
|--|--------------|--------|----|
| インストール準備完了 ご使用のコンピュータへ 申請人プログラム7.05をインストールする準 た。 | 浦ができま | ŧU 🖉 | |
| インストールを続行するには「インストール」を、設定の確認や変更を行 クしてください。 | うには「戻 | る」をクリッ | |
| インストール先: C:¥SaikenDousanAP7.05 | | ^ | |
| プログラムグループ: 申請人プログラム7.05 | | | |
| 追加タスク一覧: アイコンを追加する: デスクトップ上にアイコンを作成する(D) | | | |
| < | | > | |
| < 戻る(1) インストー | ₩ <u>(I)</u> | キャンセ | 91 |

- 表示された内容を確認します。
- •インストールを続行する場合は[インストール(I)]ボタンをクリックします。

| 뤻 申請人プログラム7.05 セットアップ | _ | | × |
|--|--------|-------------|----|
| インストール状況 ご使用のコンピューターに申請人プログラム7.05をインストールして(お待ちください。 | います。し(| 1 6(| |
| ファイルを展開しています C:¥SaikenDousanAP7.05¥jre¥bin¥server¥classes_nocoops.jsa | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | キャン | セル |



• [完了(F)] ボタンをクリックすると、申請人プログラムのインストールが完 了します。

3.2 アンインストール

注意

インストール・アンインストールは必ずそのコンピュータの管理者権限 のユーザで行ってください。

- ※インストール先のディレクトリ(初期設定は「C:¥SaikenDousanAP7.05」)の配下に オンライン申請情報の作成先を指定していた場合は、アンインストールと同時にオ ンライン申請情報が削除されてしまいますのでご注意下さい。
- ※「申請人プログラム7.05」をインストールしても、旧バージョンの「申請人プログ ラム4.02」、「申請人プログラム4.03」、「申請人プログラム5.00」、「申請人プ ログラム5.01」、「申請人プログラム6.00」は、自動的にアンインストールされま せんので、アンインストールを実施する場合は、以下の手順に従って操作してくだ さい。
 - OSを起動します。ネットワークに参加するパソコンをお使いの場合は、そのコンピュータの管理者権限(アドミニストレーター権限)を持つユーザでログオンします。





「プログラムのアンインストール」をクリックします。

| ■ プログラムと機能 | | | × |
|---------------------------|--|-----------------------------|-------|
| 🗧 🔶 י 🛧 🚺 א אועב א 🗧 | レパネル → すべてのコントロール パネル項目 → プログラムと機能 | ∽ ē | Q |
| コントロール パネル ホーム | プログラムのアンインストールまたは変更 | | |
| インストールされた更新プログラムを 表示 | プログラムをアンインストールするには、一覧からプログラムを選択して [アンインスト- | -ル]、[変更]、または [修復] をクリックします。 | |
| Windows の機能の有効化または 毎か化 | | | - |
| ホットロークからプログライキ インフト | 整理 ▼ アンインストール | | ? |
| イットワークからフロクラムを1フスト ール | 名前 | 発行元 | ^ |
| | ■ 申請人プログラム7.05 | 法務省 | |
| | ■ 課題人便敷証明アークコノバーク1、05 | 法授查 | |
| | | | * |
| | 法務省 サイズ: 299 MB | | |

- 「申請人プログラム7.05」をクリックします。
- [アンインストール] ボタンをクリックします。

| 申請人プロ | グラム7.05 アンインストール | \times |
|-------|--|----------|
| ? | 申請人プログラム7.05とその関連コンポーネントをすべて削除します。 よろしいですか? | |
| | はい <u>()</u> いいえ <u>(N</u>) |] |

- 確認画面が表示されます。
- アンインストールを続行する場合は [はい(Y)] ボタンをクリックします。

| 申請人プログラム7.05 アンインストール | \times |
|--|----------|
| アンインストール状況 ご使用のコンピューターから 申請人プログラム7.05 を削除しています。 しばらくお待 ちください。 | 18 |
| 申請人プログラム7.05をアンインストールしています | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | ال جار ک |
| 41 | 1000 |



• [OK]ボタンをクリックします。

| ō | プログラムと機能 | | | - [| | |
|---|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------|-----|---|
| ~ | - א- פאעב א 🖬 א- פאעב | パネル > すべてのコントロール パネル項目 > プロ | グラムと機能 🗸 | ڻ 5 | م | |
| | コントロール パネル ホーム | プログラムのアンインストールまたは | 変更 | | | |
| | インストールされた更新プログラムを 表示 | プログラムをアンインストールするには、一覧から | ;プログラムを選択して [アンインストール]、[変更]、 | または [修復] をクリックします。 | | |
| • | Windowsの機能の有効化または | | | | | _ |
| | 無効化 ネットロークかにプログラムをインフト | 整理 ▼ アンインストール | | 8== | • ? | |
| | -h | 名前 | 発行元 | | | ^ |
| | | ■ 譲渡人複数証明データコンバータ1.05 | 法務省 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | ٤ | | | > | ~ |
| | | - 法務省 サイズ: 309 MR | | | , | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

 完了するとプログラムの追加と削除画面のプログラムの一覧から、申請人プロ グラム7.05の表示が消えます。

| スタートメニューから選択する場合 | |
|---|--------------------|
| ■ 申請人プログラム7.05 | ~ |
| 申請人プログラム7.05 | -ロ スタートにピン留めする |
| スマホ同期アプリ | その他 |
| 运 〕 接続 | 薗 アンインストール |
| スタートメニューのすべてのプログラムから『 クし、 [アンインストール] を選択します。 | 申請人プログラム7.05』を右クリッ |

| ← 設定 | |
|--------------------------|---|
| ۵ <i>\</i> -۵ | アプリと機能 |
| 設定の検索 | アプリ実行エイリアス |
| דער | 検索や並べ替えを行ったり、ドライブでフィルターをかけたりできます。アプリをアンイン ストールまたは移動する場合は、一覧で目的のアプリを選びます。 |
| 臣 7万以海路 | このリストを検索 の |
| E Roanti | 並べ替え:名前 ~ フィルター・すべてのドライブ ~ |
| 13 成正のアフリ 四。オフライン マップ | ■ 建度人複数証明データコンバータ1.05 310 MB 2021/10/15 |
| ロ Web サイト用のアプリ | 中時人プログラム7.05 299 MB 2021/10/15 |
| □■ ビデオの再生 | 2023/10/13 |
| ₽ スタートアップ | |
| | 関連設定 |
| | プログラムと複数 |
| | A 11748 |
| | 274-ドバックの迷信 |
| | |
| マプリレ拗としょう | 中津 レプロガニシュー のこの『マンズンコー・ル』が溜切し |
| ノノソと饿胚」から | 甲酮八ノロクノム(.030)ノマイマストール』を選択し |
| | |
| | |

4. 操作説明

4.1 プログラム起動

• 申請人プログラムを起動します。



上記の『申請人プログラム7.05』アイコンをダブルクリックするか、スタートメニューのすべてのプログラムから『申請人プログラム7.05』を選択してプログラムを起動すると、<申請人プログラムメニュー画面>が表示されます。

| ▲ 申請人プログラム起動メニュー画面 | — | | × |
|--------------------|---|-----|---|
| 申請人プログラム起動メニュー | _ | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 債権譲渡登記申請人プログラム | | | |
| | | | |
| 動産譲渡登記申請人プログラム | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 457 | |
| | | 終了 | |

プログラムが起動すると申請人プログラム起動メニューが表示されます。メニュー上の「債権譲渡登記申請人プログラム」ボタンをクリックして「申請人プログラムメニュー【債権】」に遷移します。



プログラムが起動すると申請人プログラムメニュー【債権】が表示されます。
 メニュー上のボタンをクリックして表示される各画面の説明は次のページに記載されています。

| [データチェック] | \rightarrow | $\lceil 4.$ | 2 | 申請データのチェック」 |
|---------------|---------------|-------------|---|---------------|
| [データ表示] | \rightarrow | $\lceil 4.$ | 3 | 申請データの確認」 |
| [事前提供データ作成] | \rightarrow | $\lceil 4.$ | 4 | 事前提供データの作成」 |
| [オンライン申請情報作成] | \rightarrow | $\lceil 4.$ | 5 | オンライン申請情報の作成」 |

4.2 申請データのチェック

| |
|---|
| デー <mark>タチェック【</mark> 債権】 |
| 申請種別 ● 登記申請 ○ 証明申請 |
| ■ 申請方法 ● 送付・出頭 ○ オンライン |
| データ保存フォルダ設定 |
| 【留意事項:申請に添付するディスクについて】 ① <u>XMLファイルのみ</u> 保存してください。 ② パスワードを設定することはできません。 ※ 各XMLファイルを保存しているフォルダごとディスクに保存した 場合やパスワードを設定した場合には,譲渡登記所で処理すること はできません。 |
| 実行戻る |

- [申請種別]では[登記申請]又は[証明申請]のいずれかを選択します。債 権譲渡登記申請,質権設定登記申請,延長登記申請,抹消登記申請の場合は[登 記申請]のラジオボタンをクリックします。登記事項概要証明書交付請求,登 記事項証明書交付請求の場合は[証明申請]のラジオボタンをクリックします。
- [申請方法]では[送付・出頭]又は[オンライン]のいずれかを選択します。
 債権譲渡登記申請,質権設定登記申請,登記事項概要証明書交付請求で出頭又は送付の方法による申請の場合及び事前提供データの送信の場合は[送付・出頭]のラジオボタンをクリックします。債権譲渡登記申請,質権設定登記申請,延長登記申請,抹消登記申請,登記事項概要証明書交付請求,登記事項証明書交付請求でオンラインによる申請の場合は,[オンライン]のラジオボタンを クリックします。

- [データ保存フォルダ設定]に申請データの格納されたフォルダを入力します。
 - ※「データ保存フォルダ設定」では、ハードディスク上のフォルダ及び外部記憶 媒体を指定することができます。また、[参照]ボタンをクリックして表示され るダイアログによる指定や、ファイルのドラッグアンドドロップでの指定をす ることもできます。

注意事項
 申請データの格納されたフォルダの配置箇所等によりドラッグアンドドロップ
 ができない場合があります。

- [戻る] ボタンをクリックすると本画面を終了し、メニューに戻ります。
- [実行] ボタンをクリックするとチェックを開始します。

| 情報 | × |
|----|---------------------|
| 1 | 申請データチェックが正常終了しました。 |
| | ОК |

申請データにエラーがない場合に上記のダイアログが表示されます。[OK]
 ボタンをクリックするとダイアログが閉じます。



- 申請データに警告がある場合に上記ダイアログが表示されます。[OK] ボタ ンをクリックするとダイアログが閉じて警告内容の記載された "warnlog.txt" が表示されます。
- 【"warnlog.txt"の表示例】



■警告時の注意点

- "warnlog.txt"は申請人プログラムの存在するフォルダ配下に出力・保存されます。申請人プログラムをデフォルトの設定でインストールした場合は C:¥ SaikenDousanAP7.05¥app¥Logに"warnlog.txt"が出力されます。既に "warnlog.txt"がある場合は上書きされます。
- 警告として出力されるファイルはテキストファイル形式で保存されます。警告 内容を確認する場合はWindowsのメモ帳または市販のテキストエディタで参照 してください。

| 警告 | × |
|----|-----------------------------------|
| | 申請データにエラーがあります。詳細はエラーログを参照してください。 |
| | ОК |

 申請データにエラーがある場合に上記のダイアログが表示されます。[OK] ボタンをクリックするとダイアログが閉じてエラー内容の記載された "errlog.txt"が表示されます。

【"errlog.txt"の表示例】



■エラー時の注意点

- "errlog.txt"は申請人プログラムの存在するフォルダ配下に出力・保存されます。
 申請人プログラムをデフォルトの設定でインストールした場合は
 C:¥ SaikenDousanAP7.05¥app¥Logに"errlog.txt"が出力されます。
 既に
 "errlog.txt"がある場合は上書きされます。
- エラーとして出力されるファイルはテキストファイル形式で保存されます。エ ラー内容を確認する場合はWindowsのメモ帳または市販のテキストエディタで 参照してください。

4.3 申請データの確認

| الا يَ بَ−9表示【債権】画面 – 🗌 X |
|---|
| データ表示【債権】 |
| 申請種別 |
| |
| 申請方法 |
| ●送付・出頭 ○オンライン |
| <登記申請>データ/帳票 |
| ● 登記共通事項 ○ 債権個別事項 ○ 譲渡人 ○ 譲受人 ○ 代理人 ○ 債務者 ○ 原債権者 |
| ○登記申請書(帳票) ○委任状(帳票) ○取下書(帳票) |
| <証明中語>テータノ帳票 ●証明共通事項 ○特定情報 ○代理人 ○証明書交付申請書(帳票) ●委任状(帳票) |
| データ保存フォルタ設定 |
| データ出力先フォルダ設定 |
| 参照 |
| 表示範囲指定 ~ ~ ※表示範囲を指定する場合のみ,通番を入力してください |
| 実行戻る |

- [申請種別]では[登記申請]又は[証明申請]のいずれかを選択します。債権 譲渡登記申請,質権設定登記申請,延長登記申請,抹消登記申請の場合は[登記 申請]のラジオボタンをクリックします。登記事項概要証明書交付請求,登記事 項証明書交付請求の場合は[証明申請]のラジオボタンをクリックします。
- [申請方法]では[送付・出頭]又は[オンライン]のいずれかを選択します。
 債権譲渡登記申請,質権設定登記申請,登記事項概要証明書交付請求で出頭又は
 送付の方法による申請の場合及び事前提供データの送信の場合は[送付・出頭]
 のラジオボタンをクリックします。債権譲渡登記申請,質権設定登記申請,延長
 登記申請,抹消登記申請,登記事項概要証明書交付請求,登記事項証明書交付請
 求でオンラインによる申請の場合は,[オンライン]のラジオボタンをクリックします。

- 登記申請を選択した場合は、「<登記申請>データ/帳票」欄の中から表示したいデータを選択します。登記申請書(帳票)、委任状(帳票)、取下書(帳票)は申請方法が[オンライン]の場合のみ選択できます。
- 証明申請を選択した場合は、「<証明申請>データ/帳票」欄の中から表示したいデータを選択します。証明書交付申請書(帳票)、委任状(帳票)は申請方法が[オンライン]の場合のみ選択できます。
- 「データ保存フォルダ設定」にCOMMON. xmlの格納されたフォルダ又はオンライン申請情報作成機能を用いて作成されたオンライン申請情報(shinsei.zip)が格納されたフォルダを入力します。
- [データ出力先フォルダ設定] に表示用HTMLファイルを格納するフォルダを入 力します(指定していない場合も表示は行われます。)。
- [表示範囲指定]は、債権個別事項、債務者、原債権者の表示範囲を指定する 際に利用します。
 - ※「データ保存フォルダ設定」では、ハードディスク上のフォルダ及び外部記憶 媒体を指定することができます。また、[参照]ボタンをクリックして表示され るダイアログによる指定や、ファイルのドラッグアンドドロップでの指定をす ることもできます。

注意事項
 申請データの格納されたフォルダの配置箇所等によりドラッグアンドドロップ
 ができない場合があります。

[実行]ボタンをクリックすることで、選択したデータをInternet Explorerにより表示します。また、[データ出力先フォルダ設定]で指定したフォルダに、表示用に変換されたHTMLファイルが出力されます。

注意事項 Windows10の場合, [データ出力先フォルダ設定] で指定したフォルダに出力さ れたHTMLファイルを選択して開いた場合, Edgeが起動し, Edge上でHTMLファイル が表示されます。

Internet Explorerで開く場合は、ファイルを選択して右クリックし、「プログ ラムから開く」を選択し、さらに「InternetExplorer」を選択することで、HTML ファイルをInternet Explorerで開くことができます。 <申請データ表示の例(画面による確認)>

- 申請データ表示は「申請データ」の形式で表示される場合と「申請書」の形式で表示される場合があります。
- (1) 申請データ形式の表示例
 - ・債権譲渡登記の「登記共通事項」の場合

| 【登記共通事項】 | | |
|----------------|------------------|--|
| 登記種別コード | : 01 (債権譲渡登記) | |
| 登記原因年月日 | : 平成18年08月01日 | |
| 登記原因 コード | : 01 (売買) | |
| 登記原因 | : 登記原因xxxxxxxx | |
| 存続期間の満了年月日 | : 平成30年08月01日 | |
| 原登記番号 | : | |
| 原登記事項の登記種別 | : | |
| 抹消種別 | : | |
| 抹消する債権通番 | : | |
| 抹消後の譲渡に関わる債権総額 | | |
| 申請年月日 | : 平成22年01月01日 | |
| 登録免許税 | : 1 | |
| 取下の対象となる条件及び事由 | : 取下の対象となる条件及び事由 | |
| 提出先登記所の表示 | : 東京法務局御中 | |
| 備考 | : | |
| | | |
| | | |
| | | |

・債権譲渡登記の「債権個別事項」の場合

| (| | 23. | | | × | |
|---------------------------------------|--------------------------|-----|------------------------|----|-----------|---|
| (今) 🕘 🛃 C:¥Users¥root¥Desktop¥登記 ター こ | 🥘 × | | $\widehat{\mathbf{w}}$ | 23 | <u>نې</u> |) |
| 申請データ | (債権個別事項ファイル) | | | | 1 | ^ |
| 【債権個別事項情報】 | | | | | | |
| 債権個数 : | 10 | | | | | |
| 債権総額 : | 1000000 | | | | | |
| 被担保債権額 : | | | | | - 1 | |
| 【債権個別事項1】 | | | | | | |
| 信権通番 : | 000001 | | | | | |
| 債権の種類 ユード : | 0201(売掛債権(0 3 0 1 を除く。)) | | | | | |
| 契約年月日 : | 昭和18年12月31日 | | | | | 1 |
| 債権発生年月日(始期) : | 昭和19年01月01日 | | | | | |
| 債権発生年月日(終期) : | 昭和19年02月01日 | | | | | |
| 債権発生原因 : | 債権発生原因 | | | | | |
| 発生時債権額 : | 2500000 | | | | | |
| 譲渡時債権額 : | 1000000 | | | | | |
| 弁済期の定め : | 弁済期の定め | | | | | |
| 債権の管理番号: | | | | | | |
| 外貨建債権の表示 : | 外貨建債権の表示 | | | | | |
| 備考 : | | | | | | |
| 【債権個別事項2】 | | | | | | |
| 債権通番 : | 000002 | | | | | |
| 債権の種類 コード : | 0201(売掛債権(0301を除く。)) | | | | | |
| 契約年月日 : | 昭和18年12月31日 | | | | | |
| 債権発生年月日(始期) : | 昭和19年01月01日 | | | | | |
| 債権発生年月日(終期) : | 昭和19年02月01日 | | | | | ~ |
| 信権 発生 原因 : | 唐権発生 原因 | | | | _ | |

・債権譲渡登記の「譲渡人」の場合

| | | – 🗆 🗙 |
|---|---|---------|
| (今) 🕘 🛃 C:¥Users¥root¥Desktop¥登記, 🔎 🗸 👌 | > 🥘 × | 슈 슜 ঞ 🙂 |
| 申請: | データ(譲渡人ファイル) | |
| 【言帝:府 [小主东居】 | | |
| | 5 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | |
| 課後への数 | 23 J | |
| 【譲渡人1】 | | |
| 識別コード | : 0101(登記されている日本に本店のある法人) | |
| 商号等 | : 債権株式会社 | |
| フリガナ | : サイケンカブシキガイシャ | |
| 取扱店 | : 品質管理室 | |
| 本店等所在 | : 東京都千代田区霞が関1-1-1 | |
| 外国会社の本店等の所在 | | |
| 会社法人等番号 | : 010100000001 | |
| 代表者氏名 | : 債権太郎 | |
| 代表者の資格 | : 代表取締役社長 | |
| 連絡先 | : 0120-1111-2222 | |
| 【変更登記情報】 | | |
| 昭会番号1 | | |
| 举行生日日1 | - | |
| 2017017711 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

・ 登記事項概要証明書交付請求の「特定情報」の場合(ないこと譲渡人複数指定検索)

| (| | 27. | C | כ | × |
|--|---|-----|-----|------|-----|
| (今) 🕘 🛃 C:¥Users¥root¥Desktop¥証明、 🔎 - 🖒 | <i>ĕ</i> × | | សិរ | 2 83 | 3 🙂 |
| 申請デ・ | ータ(特定情報ファイル) | | | | |
| 中前ノ、 【譲渡人・譲受人による検索(概要)】 「意渡人情報】 フリガナ 商号等 本店等所在 会社法人等番号 【意設受人情報】 フリガナ 商号等 本店等所在 会社法人等番号 【登記情報】 登記年月日(自) 登記年月日(至) 登記原因コード | ・ サイケンタロウ : 使者太郎 : 東京都千代田区霞が関1-1-1 : 010100000001 : サイケンハナコ : 債権花子 : 東京都千代田区霞が関1-1-1 : 01010000002 : : 01 (売買) | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- (2) 申請書形式の表示例
- ・債権譲渡登記の「登記申請書(帳票)」の場合

| ~ | | | | | | | | 30 <u></u> | |
|----------------------|------------------|------------|---------------------------------------|-------------|---------|---------|--------------|------------------------|--------------|
| 🕞 🕘 🛃 C:¥Users¥root¥ | (Desktop¥登記, 🔎 👻 | 0 | ş | | | > | (| $\widehat{\mathbf{W}}$ | 슈 🏟 🙂 |
| | 登 | 記 | 申 | 請 | 書 | 【債権】 | 申請人ブログラムバージョ | ン情報:7.02 | ^ |
| 登記の目的 | 債権譲渡登記 | | | | | | | | |
| 添付書類 | 取下書,委任状,証 | 明書 | | | | | | | |
| 登録免許税の額 | 1円 | | | | | | | | |
| 債権個数 | 10個 | | | | | | | | |
| 登記の存続期間 | 平成30年08月01日 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 上記のとおり申請し | ます。 | | | | | | 平成2 | 2年01月01日 | |
| 東京法務局御中 | | | | | | | 1 ///2 | 2+01/J01Ц | |
| | | | | | | | | | |
| | 登 | 記 | 申 | 請 | 書 | 【債権】 | 申請人ブログラムバージョ | ン情報:7.02 | |
| 申請人 | | | | | | | | | |
| 識別 | | 讓渡人 | U. | | | | | | |
| 会社法人等番号 | | 010100 | 000000 | 1 | | | | | |
| 所在 | | 東京都 | 千代田 | 1区霞) | が関1 | - 1 - 1 | | | ~ |
| | | | | | | | | | |
| C:¥Users¥root¥ | Desktop¥登記, 오 - | c 🤅 | 3 | | | > | ¢ | _ ŵ | ロ × ☆ ঞ 🥶 |
| | 登 | 討 | 申 | 請 | 書 | 【信権】 | 申請人プログラムバージョ | ン情報:7.02 | ^ |
| | | | | | | | | | |
| 申請人 | | و معدر معد | | | | | | | |
| 識別 | | 譲渡人 | | | | | | | |
| 会任法人寺番芽 | | 山山山 |)UUUUUU 2=442-гг | 1 ಗಧಕ್ಕಾ | よて目目 1 | _ 1 _ 1 | | | |
| 的社 | | 果尿郁 |)⊤i \⊭ | 1公殿/ | V¹(¥) I | -1-1 | | | |
| 外国会社の本店 | 等の所在 | 1557 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| フリガナ | | サイク | ンカコ | ブシキン | ガイシ | * | | | |
| 商品等(氏名) | | 佶梅棥 | | F | | | | | |
| (小主书本次社) | | 供主新 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | |
| 「液合の具格 | | । ५३२२म) | መም1又1) ታዋ | L IX | | | | | |
| 代表者氏名 | | 1食確太 | 剧 | | | | | | |
| 取扱店 | | 品質管 | 理室 | | | | | | |
| 連絡先 | | | | | | | | | |
| | | 0120-1 | 1111-2 | 222 | | | | | - |

| _ | | | | | | 9 <u>). – –</u> | | | × | Alar. |
|-------------------------|-------------------|------------|-----------|-------|-----------|-----------------|------------------------|---|----------|-------|
| 🤇 🗇 🕘 🛃 C:¥Users¥root¥D | esktop¥証明 タ ~ ぴ | é | | > | < | | $\widehat{\mathbf{w}}$ | ☆ | (i) (ii) |) |
| | 訂正 即 | 1 申請 | 青 書 | 【債権】 | 申請人プログラム。 | パージョン情報:7 | . 02 | | | ^ |
| 証明申請書の種類 | 登記事項概要証明 | 書(譲渡人・ | 讓受人に | こよる検索 | 用) | | | | | |
| 申請人 | | | | | | | | | | |
| 住所(本店等) | 東京都千代田区霞 | が関1-1- | 1 | | | | | | | |
| フリガナ | カブシキガイシャ | サイケン | | | | | | | | |
| 氏名(商号等) | 株式会社債権 | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 03-0000-1111 | | | | | | | | | |
| ファイル区分 | 閉鎖されていない | ファイル | | | | | | | | |
| 記録がない旨の証明 記録がある場合の記 | 月書を請求希望 証明書の出力 | 希望す 最新の | る 記録のみ | 9希望する | | | | | | |
| 交付方法 | 窓口交付 | | | | | | | | | |
| 送付方法 | 2572 | | | | | | | | | |
| 送付先 | | | | | | | | | | |
| 郵便番号 | () | | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | |
| 氏名 | - | | | | | | | | | ~ |

・登記事項概要証明書交付請求の「証明書交付申請書(帳票)」の場合

4.4 事前提供データの作成

| ▲ 事前提供データ作成【債権】画面 | - | | × |
|--|----------------------|--------------------------------|---|
| 事前提供データ作成【債権】 | | | |
| データ保存フォルダ設定 | | | |
| | | 参 | 照 |
| データ出力先フォルダ設定 | | | |
| | | 1 | 照 |
| ※1【印刷】 実行ボタン押下後、二次元コードを付した二次元コード記載 にて表示されますので、印刷してください。 印刷物は窓口・送付による受付において必要となります。 ※2【再印刷】 二次元コードを付した二次元コード記載用紙を再印刷する場 タン押下時に設定したデータ出力先フォルダの中から二次元 ルダ内のHTMLファイルを開き、印刷をしてください。 ※3【上書き】 | 用紙がつ 合には, コード研 | ^プ ラウザ 実行ボ 認フォ | |
| 設定したデータ出力先フォルダに既に作成した事前提供デー は,同一フォルダを設定し,再度,実行ボタンを押下すると は上書きされます。この場合には,二次元コードも変更され の二次元コード記載用紙を印刷してください。 | タがある 事前提供 ますので | 5場合に 共データ ご,最新 | |
| 実行 | | 戻る | |

- [データ保存フォルダ設定]に申請データの格納されたフォルダを入力します。
- [データ出力先フォルダ設定]に事前提供データを格納するフォルダを入力します。
 ※[データ保存フォルダ設定]では、ハードディスク上のフォルダ及び外部記憶媒体を指定することができます。また、[参照]ボタンをクリックして表示されるダイアログによる指定や、ファイルのドラッグアンドドロップでの指定をすることもできます。

※[データ出力先フォルダ設定]には、CD-R及びCD-RWを指定することはできません。

• [実行]ボタンをクリックすると事前提供データを作成するとともに, Internet Explorerにより「二次元コード記載用紙」を表示します。本用紙は窓口・送付に よる受付において必要となりますので印刷してください。また, [データ出力先 フォルダ設定]で指定したフォルダに,表示用に変換されたHTMLファイルが出力 されます。

注意事項
 事前提供データの格納されたフォルダの配置箇所等によりドラッグアンドドロップができない場合があります。

注意事項 ------、

Windows10の場合, [データ出力先フォルダ設定] で指定したフォルダに出力さ れたHTMLファイルを選択して開いた場合, Edgeが起動し, Edge上でHTMLファイ ルが表示されます。

Internet Explorerで開く場合は、ファイルを選択して右クリックし、「プログ ラムから開く」を選択し、さらに「InternetExplorer」を選択することで、HTML ファイルをInternet Explorerで開くことができます。 <二次元コード記載用紙表示の例>

| (| | - 🗆 X |
|---|-------------------------------------|-----------------------|
| (今) ④ ④ C:¥temp¥申請人プログラム¥試覧 Ø | ▼ C 🥰 C:¥temp¥申請人プログラム¥試 × | 命 🕸 🥴 |
| | 二次元コード記載用紙 | |
| 【登記共通事項】 | | |
| 登記種別コード | : 01 (債権譲渡登記) | |
| 登記原因年月日 | : 平成 18 年 08 月 01 日 | |
| 登記原因コード | : 01 (売買) | |
| | | |
| 存続期間の両子年月日 | : 平成 30 年 08 月 01 日 | Section of Assessment |
| ※ 1 本用紙を印刷し,登記申 てください。 | 請書の次に添付し、他の添付書面と併せて登記所窓口 | に提出又は送付し |
| ※2 登記申請書は,本事前提 | 供データを送信した日から14日以内に提出してくだ | さい。 |
| ※3 事前提供データに修正等 タをもとに本用紙を印刷 | がある場合には,再度事前提供データを作成・送信し してください。 | ,再送信したデー |
| | | |
| | | 13097ebd15 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

- [データ出力先フォルダ設定]に次のフォルダ及びファイルが作成されます。作成 されたファイルが事前提供データです。
- ・債権譲渡登記申請/質権設定登記申請の場合



- 作成された事前提供データは,事前提供による送付時に申請用総合ソフトからフ ァイルを指定します。
- ・ 債権譲渡登記申請/質権設定登記申請の場合



4.5 オンライン申請情報の作成

| オンライン申請情報作成【債権】画面 | - | | × |
|--|-----|----|---|
| オンライン申請情報作成【債権 | | | |
| 由請通別 | | | |
| ● 登記申請 ○ 証明申請 | | | |
| | | | |
| データ保存フォルダ設定 | | | |
| | | 参 | 照 |
| | | | |
| ┌データ出力先フォルダ設定 | | | |
| | | 参 | 昭 |
| | | | |
| ※ 申請情報を作成した後は, 登記・供託オンライン申請シス 洋信してください。 | テムで | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 宇仁 | | =z | |
| 美仃 | | 庆る | |

- [申請種別]では[登記申請]又は[証明申請]のいずれかを選択します。債権 譲渡登記申請,質権設定登記申請,延長登記申請,抹消登記申請の場合は[登記 申請]のラジオボタンをクリックします。登記事項概要証明書交付請求,登記事 項証明書交付請求の場合は[証明申請]のラジオボタンをクリックします。
- [データ保存フォルダ設定]にオンライン申請データの格納されたフォルダを入 力します。
- [データ出力先フォルダ設定] にオンライン申請情報を格納するフォルダを入力 します。
 - ※[データ保存フォルダ設定]では、ハードディスク上のフォルダ及び外部記憶媒体 を指定することができます。また、[参照]ボタンをクリックして表示されるダ イアログによる指定や、ファイルのドラッグアンドドロップでの指定をするこ ともできます。
 - ※[データ出力先フォルダ設定]には、CD-R及びCD-RWを指定することはできません。



 [データ出力先フォルダ設定]に次のフォルダ及びファイルが作成されます。作 成されたファイルがオンライン申請情報です。



- ァイルを指定します。 添付ファイル ・債権譲渡登記申請/質権設定登記申請/延長登記申請/抹消登記申請の場合 shinsei.zip データ出力先に 登記申請情報 指定したフォルダ HM0800102005001.xml 申請書(送信票)ファイル ・登記事項概要証明書交付請求の場合 添付ファイル データ出力先に shinsei.zip 証明申請情報 指定したフォルダ HM0800103008001.xml 申請書(送信票)ファイル 添付ファイル ・登記事項証明書交付請求の場合 データ出力先に shinsei.zip 証明申請情報 指定したフォルダ HM0800103009001.xml 申請書(送信票)ファイル
- 作成されたオンライン申請情報は、オンライン申請時に申請用総合ソフトからフ •

5. 申請の流れ

5.1 出頭又は送付の方法による申請

出頭又は送付の方法による申請を行う際の作業の流れを以下に示します。



※エラーメッセージが出力された場合は、『6 エラーメッセージ一覧』を参照してください。

(1) 申請データ作成例(債権譲渡登記申請の場合)

以下に,債権譲渡登記について出頭又は送付の方法による申請を行うまでのファ イルの格納例とファイルの状態を示します。



②出頭・送付の方法

による申請

(2) 申請データ作成例(登記事項概要証明書交付請求の場合)

以下に,登記事項概要証明書の交付請求について出頭・送付の方法による申請を 行うまでのファイルの格納例とファイルの状態を示します。



による申請

5.2 事前提供データの送信(申請用総合ソフト)

債権譲渡登記関係手続の事前提供データの送信については、法務省の登記・供託オ ンライン申請システムの「申請用総合ソフト」を利用します。

申請用総合ソフトを利用して事前提供による送付を行う際の作業の流れを示します。 申請方法の詳細については、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供 託ねっと」のホームページ(<u>https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp</u>)に掲 載されている「申請者操作マニュアル(動産譲渡登記・債権譲渡登記 申請用総合 ソフト編)」を参照してください。



※二次元コード記載用紙とお知らせにて通知される二次元コード確認番号が一致すること を確認の上,出頭・送付による申請をしてください。

(1) 事前提供データの送信の手順例(債権譲渡登記申請の場合)

以下に,債権譲渡登記について事前提供による送付を行う際のファイルの格納例 と選択ファイルを示します。



5.3 オンラインによる申請(申請用総合ソフト)

債権譲渡登記関係手続のオンラインによる申請については,法務省の登記・供託 オンライン申請システムの「申請用総合ソフト」を利用する申請方法と「かんたん 証明書請求」を利用する申請方法の2種類があります。

ここでは、申請用総合ソフトを利用してオンラインによる申請を行う際の作業の 流れを示します。申請方法の詳細については、「登記・供託オンライン申請システ ム 登記ねっと 供託ねっと」のホームページ

(<u>https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp</u>)に掲載されている「申請者操作 マニュアル(動産譲渡登記・債権譲渡登記 申請用総合ソフト編)」を参照してく ださい。



(1) オンラインによる申請の手順例(債権譲渡登記申請の場合)





(2) オンラインによる申請の手順例(登記事項概要証明書交付請求の場合)

以下に,登記事項概要証明書の交付請求についてオンラインによる申請を行う際 のファイルの格納例と選択ファイルを示します。



(3) オンラインによる申請の手順例(登記事項証明書交付請求の場合)

以下に,登記事項証明についてオンラインによる申請を行う際のファイルの格納 例と選択ファイルを示します。



6. メッセージー覧

ここでは「4.2 申請データのチェック」,「4.3 申請データの表示」,「4.4 事前提供データの作成」及び「4.5 オンライン申請情報の作成」においてダイ アログや "warnlog.txt", "errlog.txt"に表示されるメッセージの原因と対処を示 します。

情報ダイアログの例



"warnlog.txt"の例



"warnlog.txt" は基本的に次の構成で表示されます。

1行目:警告のあるファイル名が表示されます。COMMON.xml:など

2行目:項目が複数ある場合,該当箇所が表示されます。【1人目の譲渡人】など

3行目:警告のあるタグ名が表示されます。【タグ名:登記原因】など

4行目:該当のタグの値が表示されます。【入力値:XXとしてXを半角00】など

5行目:警告メッセージが表示されます。【登記原因の値が不正です。】など

エラーダイアログの例

| 入力值: | I 5 - | Х |
|--------------|-------------------------------|--------------|
| \bigotimes | データ出力フォルダは存在しません。フォルダを確認してくだる | <u>±</u> [1° |
| ОК | | |

"errlog.txt"の例



"errlog.txt"は基本的に次の構成で表示されます。
1行目:エラーのあるファイル名が表示されます。COMMON.xml:など
2行目:項目が複数ある場合,該当箇所が表示されます。【1人目の譲渡人】など
3行目:エラーのあるタグ名が表示されます。【タグ名:登記原因】など
4行目:該当のタグの値が表示されます。【入力値:XXとしてXを半角00】など
5行目:エラーメッセージが表示されます。【登記原因の値が不正です。】など

(1) ダイアログに表示されるメッセージ

| 項番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|------|---|---|
| D-1 | {0}は存在しません。フォルダを確認してください。 | {0}で示されたフォルダが存在するか確認の上,正しいフォ ルダ名を指定してください。 |
| D-2 | 申請データチェックが正常終了しました。 | 申請データチェックは正常でした。対処はありません。 |
| D-3 | 申請データにエラーがあります。詳細はエラーログ を参照してください。 | 申請データのチェックを行った際に申請データに異常があ る場合にダイアログ上に表示されるメッセージです。[了 解]ボタンをクリックしてエラー内容を表示させてくださ い。 |
| D-4 | {0}を設定してください。 | データ保存フォルダあるいはデータ出力先フォルダが設定 されていません。設定してください。 |
| D-5 | 申請データにエラーがあります。データ表示できま せん。 | 申請データにエラーがあり, データ表示ができません。 データチェックを行いエラー箇所を確認の上, 修正してく ださい。 |
| D-6 | {0}がありません。 | [0]で示されたファイルが存在しません。ただし、 本メッセージは代理人がいない場合に代理人(DAIRI.xml) をデータ表示しようとした際などに表示されますので、申請データとしては正常です。 |
| D-7 | HTMLファイルが書き込めませんでした。データ表示 できません。 | データ表示の際に過去に作成した表示用のHTMLをメモ帳な ど他のプログラムで使用中であった場合に表示されます。 他のプログラムを終了して再度、データ表示を行ってくだ さい。 |
| D-8 | 申請データにエラーがあります。オンライン申請情 報を作成できません。 | 申請データにエラーがあり、オンライン申請情報の作成が できません。データチェックを行いエラー箇所を確認の 上、修正してください。 |
| D-9 | オンライン申請情報の作成が終了しました。 | オンライン申請情報が作成されました。対処はありませ ん。 |
| D-10 | 圧縮後の申請データのサイズが20MBを越えたため、 オンライン申請情報を作成できません。 | オンライン申請情報の上限は20MBです。申請を分割する か、出頭あるいは送付による申請をしてください。 |
| D-11 | 様式ファイルは存在しません。フォルダを確認して ください。 | オンライン申請情報の作成に失敗しています。申請人プロ グラムのファイルが壊れていることが考えられるため、再 インストールを行ってください。 |
| D-12 | XMLファイル作成に失敗したため、オンライン申請情 報を作成できません。 | オンライン申請情報の作成に失敗しています。申請人プロ グラムのファイルが壊れていることが考えられるため、再 インストールを行ってください。 |
| D-13 | 圧縮ファイルの作成に失敗したため、オンライン申 請情報を作成できません。 | 申請人プログラムの実行ユーザの権限不足あるいは容量の 不足により圧縮ファイルが作成できませんでした。権限の 確認と書き込み先の容量を確認してください。 |
| D-14 | データ出力先フォルダ内の申請情報フォルダの削除 に失敗したため、オンライン申請情報を作成できま せん。 | 申請人プログラムの実行ユーザの権限不足あるいは申請情 報フォルダあるいは配下のファイルが他のプログラムによ り使用されており、古い申請情報フォルダが削除できませ んでした。権限の確認を行うと共に他のプログラムを終了 してください。 |
| D-15 | 申請データの商号又は名称に全角スペースが設定さ れています。申請データの商号又は名称をご確認下 さい。 | 譲渡人、譲受人ファイルの商号又は名称に全角スペースが設定されている事を通知する警告メッセージです。 設定内容を確認してください。 ※警告メッセージです。(メッセージ内容の確認後、問題がなければ申請を続行できます。) |
| D-16 | {0}を入力する場合は、{1}も入力してください。 | 表示範囲指定の開始通番と終了通番は両方入力してください。 |
| D-17 | 表示範囲指定の開始通番は、終了通番以下の値を入 力してください。 | 開始通番には終了通番を超える値は指定できません。 値を入力しなおしてください。 |
| D-18 | 表示範囲指定は1以上 {0} 以下の範囲を入力してくだ さい。 | 開始通番、終了通番には0以下、または1001以上の値は指定 できません。 値を入力しなおしてください。 |
| D-19 | 表示範囲の指定は {0}件までしか設定できません。 | 表示範囲指定の範囲を1000件以内にしてください。 |
| D-20 | | 表示対象の情報がありません。 由請データを確認し、値を入力しなおしてください |

| 項番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|------|---|---|
| D-21 | 表示人数が上限を超えるため、通番 {0} までの {1} 人 分のデータを表示します。¥n(表示上限 {2} 人) | 表示範囲指定で表示できる件数は1000件です。 債権個別単位で表示できる情報まで表示しています。 |
| D-22 | 全ての債権個別で共通の原債権者情報です。 | 全ての債権個別で共通の原債権者情報です。 |
| D-23 | {0}を設定してください。 | データ保存フォルダあるいはデータ出力先フォルダが設定 されていません。設定してください。 |
| D-24 | {0}は存在しません。フォルダを確認してください。 | [0] で示されたフォルダが存在するか確認の上,正しいフォ ルダ名を指定してください。 |
| D-25 | 申請データにエラーがあるため、事前提供データを 作成できません。送付・出頭用の申請データを作成 しているか、申請データにエラーがないか、確認し てください。 | 申請データにエラーがあり、事前提供データの作成ができ ません。データチェックを行いエラー箇所を確認の上、修 正してください。 |
| D-26 | 事前提供データの作成が終了しました。 | 事前提供データが作成されました。対処はありません。 |
| D-27 | 圧縮後の事前提供データのサイズが20MBを越えたた め、事前提供データを作成できません。 | 事前提供データの上限は20MBです。申請を分割するか,出 頭あるいは送付による申請をしてください。 |
| D-28 | XMLファイル作成に失敗したため、事前提供データを 作成できません。 | 事前提供データの作成に失敗しています。申請人プログラ ムのファイルが壊れていることが考えられるため,再イン ストールを行ってください。 |
| D-29 | HTMLファイル作成に失敗したため、事前提供データ を作成できません。 | 申請人プログラムの実行ユーザの権限不足あるいは容量の 不足によりHTMLファイルが作成できませんでした。権限の 確認と書き込み先の容量を確認してください。 |
| D-30 | 圧縮ファイルの作成に失敗したため、事前提供デー タを作成できません。 | 申請人プログラムの実行ユーザの権限不足あるいは容量の 不足により圧縮ファイルが作成できませんでした。権限の 確認と書き込み先の容量を確認してください。 |
| D-31 | データ出力先フォルダ内のフォルダの削除に失敗し たため、事前提供データを作成できません。 | 申請人プログラムの実行ユーザの権限不足あるいは申請情 報フォルダあるいは配下のファイルが他のプログラムによ り使用されており、古い申請情報フォルダが削除できませ んでした。権限の確認を行うと共に他のプログラムを終了 してください。 |
| D-32 | 圧縮後の事前提供データのサイズが0バイトのため、 事前提供データを作成できません。 | 申請人プログラム実行端末のメモリ不足あるいは容量の不 足により事前提供データの作成に失敗しています。メモリ 容量または書き込み先の容量を確認してください。 |

(2) "warnlog.txt", "errlog.txt"に表示されるメッセージ

| 百番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|------|---|---|
| | | [0] で示されたファイルが存在するか、ファイル名が半角文 字になっているか、また拡張子が正しいかを確認してくだ |
| M-01 | {0}がありません。 | なお、パソコンの設定によってはファイルの拡張子が表示 されないモードになっている場合があります。その場合に は重複して拡張子が振られている場合がありますので、ご 注意ください。 |
| M-02 | 不要なファイルまたはフォルダが存在します。 | 指定したフォルダの配下にフォルダが存在する場合は削除 してください。 また、フォルダ内のファイルについてはマニュアル本文の 2.注意事項を確認してください。 |
| M-03 | タグの構成が不正の為、チェックできません。 | 表示されたファイルに必須のタグが存在しないか不正なタ グがあります。または必須のタグ内に記載された文字数が 制限を越えています。確認の上、修正してください。 |
| M-04 | {0}は壊れているため、チェックを行えません。 | {0}で示されたファイルが壊れている可能性があります。 ファイルを確認してください。 |
| M-05 | {0}の値が不正です。 | 表示されているファイルの【タグ名:】の箇所に許可され ていない文字あるいはコードが記載されているか,文字数 が超過あるいは不足しています。確認の上,修正してくだ さい。 |
| M-06 | {0}に禁止文字を含む文字列が設定されています。 | [0] で示されたタグに、システムで利用できない文字が含まれています。システムで利用できない文字を削除してください。 |
| M-07 | 予備欄には記録はできません。 | 【予備】は設定できません。 設定値,またはタグを削除してください。 |
| M-08 | [0]の元号コードが"01"の場合は、年を"01"以上"64" 以下で設定してください。 | |
| M-09 | {0}の元号コードが"01"かつ年が"64"の場合は、月に "01"を設定してください。 | [0]で示された日付について,昭和の場合は64年01月07日以前の日付で入力してください。 |
| M-10 | {0}の元号コードが"01"かつ年が"64"かつ月が"01"の 場合は、日を"07"以下で設定してください。 | |
| M-11 | {0}の元号コードが"02"かつ年が"01"かつ月が"01"の 場合は、日を"08"以上で設定してください。 | |
| M-12 | {0}の元号コードが"02"の場合は、年を"01"以上"31" 以下で設定してください。 | {0}で示された日付について、平成の場合は01年01月08日以 降かつ31年04月30日以前の日付で入力してください。 |
| M-13 | {0}の元号コードが"02"かつ年が"31"の場合は、月に "01", "02", "03", "04"を設定してください。 | |
| M-14 | {0}の元号コードが"03"かつ年が"01"の場合は、月に "05", "06", "07", "08", "09", "10", "11", "12" を設定してください。 | {0}で示された日付について、令和の場合は01年05月01日以 降の日付で入力してください。 |
| M-15 | {0}の年がうるう年で月が"02"の場合は、日を"01"以 上"29"以下で設定してください。 | |
| M-16 | {0}の月が"01", "03", "05", "07", "08", "10", "12"の場合は、日を"01″以上"31″以下を設定してく ださい。 | {0}で示された日付について、実在する日付を入力してくだ |
| M-17 | {0}の月が"04", "06", "09", "11"の場合は、日を "30"以下で設定してください。 | |
| M-18 | {0}の月が″02″の場合は、日を″28″以下で設定してく _ださい。 | |
| M-19 | {0}を入力する場合は、元号コード/年/月/日をすべ て設定してください。 | {0} で示された日付の元号コード/年/月/日のいずれかが設 定されていません。設定されていない項目を設定してくだ さい。 |
| M-20 | {0}に0は設定できません。 | [0]で示された額に0円は設定できません。1円以上の数字 を設定してください。 |
| M-21 | {0}の値が不正です。実際に記録されている数と一致 させてください。 | {0}で示された人数や個数が,記録されている数と一致しま せん。繰り返して記録した数と{0}の値を一致させてくださ い。 |
| M-22 | 債権総額の値が不正です。譲渡時債権額の合計と一 致させてください。 | CREDIT.xmlの【債権総額】の値が、【譲渡時債権額】の合 計と一致しません。一致するように修正してください。 |
| M-23 | 提出先登記所の表示は「東京法務局御中」を設定し てください。 | COMMON.xmlの【提出先登記所の表示】には、 ["] 東京法務局御 中"を設定してください。 |

| 項番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|------|---|--|
| M-24 | 譲渡人は999人までしか設定できません。 | 出頭又は送付による申請の場合は,譲渡人は999人まで としてください。 |
| M-25 | 譲受人は999人までしか設定できません。 | 出頭又は送付による申請の場合は,譲受人は999人まで としてください。 |
| M-26 | 代理人は2人までしか設定できません。 | 代理人は2人までとしてください。 |
| M-27 | 登記種別コードが"01","02"の場合は、存続期間の満 了年月日以前の年月日を設定してください。 | 登記種別コードが"01"(債権譲渡登記),"02"(質権設定登記)の場合は、COMMON.xmlの【登記原因年月日】に存続期間の満了年月日以前の年月日を設定してください。 |
| M-28 | 登記種別コードが"03"の場合は、存続期間の満了年 月日より前の年月日を設定してください。 | COMMON.xmlの「登記原因年月日」が「存続期間の満了年月 日」より過去となるように入力してください。 |
| M-29 | オンライン申請以外の場合は、登記種別コードには ″01″, ″02″を設定してください。 | オンライン申請以外の場合は、登記種別コードには"01"(債 権譲渡登記)、"02"(質権設定登記)を設定してください。 |
| M-30 | オンライン申請以外の場合は、設定できません。 | オンライン申請以外の場合は、表示されているファイルの 【タグ名:】の箇所は設定できません。 <u>設定値、またはタグを削除してください。</u> |
| M-31 | オンライン申請の場合は、設定してください。 | オンライン申請の場合は、以下の項目に値を設定してください。 COMMON.xml 【申請年月日】および【取下の対象となる条件及び事由】 DAIRI.xml(代理人を設定する場合) 【連絡先】、【委任日付】および【委任の意思と範囲】 JT.xml 【代表者氏名】、【代表者の資格】および【連絡先】(※ 【連絡先】タグは譲渡人の代理人を設定しない場合のみ) JJ.xml 【連絡先】(※譲受人の代理人を設定しない場合) |
| M-32 | 登記種別コードが ^{"01"} の場合、登記原因コードには "01", "02", "03", "04", "05", "06", "07", "08", "09", "99"を設定してください。 | 登記種別コードが"01"(債権譲渡登記)の場合には、登記原 因コードには、"01"(売買)、"02"(贈与)、"03"(譲渡担 保)、"04"(営業譲渡)、"05"(事業譲渡)、"06"(代物弁済)、 "07"(交換)、"08"(信託)、"09"(現物出資)、"99"(その他) を設定してください。 |
| M-33 | 登記種別コードが"02″の場合は、登記原因コードに ″10″を設定してください。 | 登記種別コードが"02"(質権設定登記)の場合は, COMMON.xmlの【登記原因コード】は"10"(質権設定)として ください。 |
| M-34 | 登記種別コードが″02″の場合は、設定してください。 | 登記種別コードが"02"(質権設定登記)の場合は, CREDIT.xmlの【被担保債権額】を設定してください。 |
| M-35 | 登記種別コードが″02″以外の場合は、設定できません。 | 登記種別コードが"02"(質権設定登記)以外の場合は, CREDIT.xmlの【被担保債権額】は設定できません。 設定値, またはタグを削除してください。 |
| M-36 | 登記種別コードが"01","02"の場合は、設定できません。 | 登記種別コードが"01"(債権譲渡登記), あるいは"02"(質権 設定登記)の場合は、COMMON.xmlの【原登記番号】【原登記 事項の登記種別】は設定できません。 設定値, またはタグを削除してください。 |
| M-37 | 登記種別コードが"01", "02", "03"の場合は、設定し てください。 | 登記種別コードが"01"(債権譲渡登記), "02"(質権設定登記), "03"(延長登記)の場合は, COMMON.xmlの【存続期間の 満了年月日】を設定してください。 |
| M-38 | 登記種別コードが"03","04"の場合は、CREDIT.xml/ GS.xml/SM.xmlは不要です。 | 登記種別コードが"03"(延長登記), あるいは"04"(抹消登記)の場合は, CREDIT.xml/GS.xml/SM.xmlは作成しないでください。 |
| M-39 | 登記種別コードが"03","04"の場合は、設定してくだ さい。 | 登記種別コードが"03"(延長登記), あるいは"04"(抹消登 記)の場合は, COMMON.xmlの【原登記番号】【原登記事項の 登記種別】を設定してください。 |
| M-40 | 登記種別コードが"03","04"以外の場合は、設定でき ません。 | 登記種別コードが"03"(延長登記),あるいは"04"(抹消登記)以外の場合は、JT.xml,JJ.xmlの【変更登記情報】を設定できません。 設定値,またはタグを削除してください。 |
| M-41 | 登記種別コードが"03"の場合、登記原因コードには "51"を設定してください。 | 登記種別コードが"03"(延長登記)の場合は, COMMON xmlの 【登記原因コード】は"51"(延長)としてください。 |
| M-42 | 登記種別コードが"04"で抹消種別が"02"の場合は設 定してください。 | 登記種別コードが"04"(抹消登記)で抹消種別が"02"(一 部抹消)の場合はCOMMON.xmlの【抹消する債権通番】を入 力してください。 |
| M-43 | 登記種別コードが″04″で抹消種別が″02″以外の場合 は、設定できません。 | 登記種別コードが"04" (抹消登記) で抹消種別が"02" (一部抹 消) 以外の場合は、COMMON. xmlの【抹消する債権通番】,及 び【抹消後の譲渡に関わる債権総額】は設定できません。 設定値,またはタグを削除してください。 |

| 項番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|----------|--|---|
| | 登記挿別コードが″01″以めの提合け 設定できませ | 登記種別コードが"04"(抹消登記)以外の場合は, |
| M-44 | | COMMON.xmlの【抹消種別】を設定できません。 |
| | \mathcal{N}_{\circ} | 設定値、またはタグを削除してください。 |
| M 45 | 変記活回っ じががのの担合け 訳ウレオノギナい | 登記種別コードが"04"(抹消登記)の場合は, COMMON.xmlの |
| INI−45 | 登記裡別コートか 04の場合は、設定してくたさい。 | 【抹消種別】を設定してください。 |
| | | 登記種別コードが"04"(抹消登記)の場合は, COMMON.xmlの |
| M-46 | 登記種別コードが"04"の場合は、設定できません。 | 【存続期間の満了年月日】は設定できません。 |
| | | 設定値、またはタグを削除してください。 |
| | 登記原因コードが"99"の場合は、設定してくださ | 登記原因コードが ⁷⁹⁹ の場合は COMMON xmlの【登記原 |
| M-4/ | | 因】を入力してください。 |
| | | 登記原因コードが"61"(錯誤), "71"(不存在)の場合 |
| M-48 | 登記県因コートか 6 , / の場合は、登記県因年 | は、COMMON xmlの【登記原因年月日】は設定できません。 |
| | 月日は設定できません。 | 設定値、またはタグを削除してください。 |
| | | 登記原因コードが"61"(錯誤), "71"(不存在)の場合 |
| M-49 | | は、COMMON.xmlの【登記原因】は設定できません。 |
| | 設定できません。 | 設定値をたけなグを削除してください。 |
| | | □ 譲渡人 譲受人 債務者 原債権者の識別コードが |
| | | (0101)(谷記されている日本に本店のある法人) (0102)(谷 |
| | 識別コードが"0101" "0102" "0153" 以外は設定で | 記されている日本に本店のない法人) (0153) (登記されて |
| M-50 | | いる登録色許税が色除される法人)以外の提合け「全社法 |
| | | |
| | | 八寺宙ち」は改たしてよせん。 乳ウ店 またけながた制除し アノゼキい |
| | | 政圧値, よたはメノを削除してくたてい。 漆液↓ 漆丹↓の洪別っ」ドが"0100"(発記されている日本 |
| | | 喉波八, 喉文八の峨川コードがの2 (豆むされている日本) |
| M-51 | 識別コートか 0102 , 0202 の場合は、設定してく | |
| | 12200 | のない法人)の場合は、【外国会社の本店寺の所住】を設定 |
| | | |
| | | 謙渡人, 謙文人の識別コートか 0102(登記されている日本 |
| | 識別コードが"0102", "0202"以外の場合は、設定で | に本店のない法人), 0202~(登記されていない日本に本店 |
| M-52 | きません。 | のない法人) 以外の場合は、【外国会社の本店等の所在】は |
| | | 設定できません。 |
| | | 設定値, またはタグを削除してください。 |
| | 識別コードが"0202"の場合は、" - "を設定してくだ | 譲渡人, 譲受人の識別コートか 0202~(登記されていない |
| M-53 | さい。 | 日本に本店のない法人)の場合は、【本店等所仕】に - |
| <u> </u> | | (全角ハイフン)を設定してください。 |
| M-54 | 識別コートか 0203 以外の場合は、設定してくたさ | 識別コートか 0203 (個人)以外の場合は、JJ. xmlの【代 |
| | | 表有の貨格」【代表有氏名】を設定してくたさい。 |
| | | JI.Xml, JJ.Xmlの【問号寺】に主用人へ一人か設定されて |
| M-55 | 間ち寺のローマ子の区切り以外に主角スペースを含いたちの可能配合されています。 | いる事を通知する言古メッセージです。(ローマ子の区切 |
| | む父子列が設定されています。 | りスペースは通知されません。) |
| | | 設定内谷を確認してくたさい。 |
| M-56 | 変更登記情報は5件までしか設定できません。 | 譲渡人、譲安人の変更登記 情報は3件以下で設定してくたさ |
| | | しい。 佐田 がっ の提合け DAIDI ymlの【伊田 沖別】 に |
| M 57 | 代理人が2人の場合は、代理人識別に"03"は設定でき | |
| W-57 | ません。 | 03 (譲渡入及ひ譲受入の代理人)は設定でさません。【代 |
| | | 埋入諏別】を修止してくたさい。 佐田」がもしの担合け、DAIDI、milの【佐田」論別】に、同 |
| M-58 | 11.理ヘル2への场口は、回し11.理人性別は改足じさま | 11、埋へがて入り場合は、DAIRI XIIIの【17.埋入諏別】に、回 1.(井田 番別を設定できませ! |
| | | しい生へ性別で設たじさません。 唐佐涌来の値がままです。OPENITymlの唐佐温来け |
| | | 現1推進軍の追かへにてす。 いたり日、 XIIIの11度推進金は 100000111かと問題し |
| MEO | 順権通貨の値が不正です。順権通貨 000001 から開 | 000001 から開始し、通番に留ち扱り、同一留ちが行往し たいとこ乳ウレエノださい、また、CM vm LCC vm の佳佐 |
| WI-09 | 知ししてたさい。通律に借方扱け、回一借方が行任 | ないより設定してくたさい。また、SMLXIIIとUS.XIIIの損催 済来についてす ODEDIT yml にの数合性を促って訊完して |
| | | |
| <u> </u> | | 11 でテキカた信佐涌来の「信佐の話瓶コ」にが回本信佐 |
| | | |
| M-60 | 債権通番: {0}のデータがありません。 | (頃務有不特定) 以外の場合 (コートか し 以外で始まる場合) は、 (別 vm)に 該来する佳族 高妥の佳政者は起た記字 |
| | | ロノ は, 3MLXIIII〜, 該ヨ9 つ頂惟進畬の頃務有情報を設定 エノノギキい |
| | | ししくにさい。 佳佐の孫哲コードが必ず佳佐(佳変老子社白)の坦へ |
| | 賃権の種類コートか『将米賃権(債務者不特定)』 | 賃権の種類コートが将米債権(債務者不特定)の場合 |
| M-61 | の場合、該当する慣権通番に対応する債権情報は設 | (コートかしで始まる場合)は、SMLxmlに、該当する債権 |
| | 定できません。 | 通番の債務者情報を設定することはできません。 |
| | 債権通番"000000"を指定した場合は、他の債権通番 | GS.xmlの債権通番に"000000"を指定するのは、同一の原債 |
| M-62 | を設定できません。 | 権者が全債権にかかる場合のみです。 |
| <u> </u> | | GS.xmlを修正してください。 |
| | 原債権者ファイルの債権情報件数が債権個別事項 | CREDIT xm の債権情報件数と GS xm の債権個別件数が― |
| M-63 | ファイルの信権個別性数と一致していません | 致するように修正してください |
| | | |

| 項番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|------|---|---|
| M-64 | 債権個別事項ファイルに、一致する債権通番が存在 しません。 | SM.xmlに記載されている債権通番と一致する債権通番が, CREDIT.xmlに存在しません。債権通番が一致するように修 正してください。 |
| M-65 | すべての債権が『将来債権(債務者不特定)』の 為、債務者ファイルは不要です。 | すべての債権の債権の種類コードが,将来債権(債務者不 特定)の場合(コードが"C"で始まる場合)は,債務者ファ イルは不要です。SM.xmlを削除してください。 |
| M-66 | 契約年月日を入力した場合は、契約年月日以後の年 月日を設定してください。 | 債権個別に契約年月日を入力した場合は、CREDIT.xmlの該 当する債権通番の【債権発生年月日_始期】は、契約年月日 以後の年月日を設定してください。 |
| M-67 | 債権の種類⊐ードが既発生債権又は混在型債権の場 合は、登記原因年月日以前の年月日を設定してくだ さい。 | 債権の種類コードが既発生債権、あるいは混在型債権の場合(コードが"B"、"C"以外で始まる場合)は、CREDIT.xmlの該当する債権通番の【債権発生年月日_始期】は、登記原因年月日以前の年月日を設定してください。 |
| M-68 | 債権の種類コードが将来債権の場合は、登記原因年 月日以後の年月日を設定してください。 | 債権の種類コードが将来債権の場合(コードが"B", あるい は"C"で始まる場合)は、CREDIT.xmlの該当する債権通番の 【債権発生年月日_始期】は,登記原因年月日以後の年月日 を設定してください。 |
| M-69 | 債権発生年月日(終期)以前の年月日を設定してく ださい。 | 【債権発生年月日_始期】は, 【債権発生年月日_終期】以 前の年月日を設定してください。 |
| M-70 | 債権の種類コードが既発生債権の場合は登記原因年 月日以前の年月日を設定してください。 | 債権の種類コードが既発生債権の場合(コードが"A", "B", "C"以外で始まる場合)は, CREDIT.xmlの該当する債 権通番の【債権発生年月日_終期】は,登記原因年月日以前 の年月日を設定してください。 |
| M-71 | 債権の種類コードが将来債権又は混在型債権の場合 は登記原因年月日以後の年月日を設定してくださ い。 | 債権の種類コードが将来債権、あるいは混在型債権の場合 (コードが"A", "B", "C"で始まる場合)は、CREDIT.xmlの 該当する債権通番の【債権発生年月日_終期】は、登記原因 年月日以後の年月日を設定してください。 |
| M-72 | 債権の種類コードが将来債権(不特定)の場合は、 設定してください。 | 債権の種類コードが将来債権(債務者不特定)の場合 (コードが"C"で始まる場合)は、CREDIT.xmlの該当する債 権通番の【債権発生原因】を設定してください。 |
| M-73 | 債権の種類コードが″9999″, ″A999″, ″B999″の場合 は、設定してください。 | 債権の種類コードが「その他の債権」の場合("9999", "A999", "B999"の場合)は、CREDIT.xmlの該当する債権通 番の【債権発生原因】を設定してください。 |
| M-74 | 債権の種類コードが将来債権又は混在型債権の場合 は、設定できません。 | 債権の種類コードが将来債権,あるいは混在型債権の場合 (コードが"A", "B", "C"で始まる場合)は,CREDIT.xmlの 該当する債権通番の【発生時債権額】【譲渡時債権額】 【外貨建債権の表示】は,設定できません。 設定値,またはタグを削除してください。 |
| M-75 | 債権の種類コードが既発生債権の場合は、設定して ください。 | 債権の種類コードが既発生債権の場合(コードが"A", "B", "C"以外で始まる場合)は、CREDIT.xmlの該当する債 権通番の【発生時債権額】【譲渡時債権額】を設定してく ださい。 |
| M-76 | 将来債権または混在型債権を含まない場合は、設定 してください。 | 債権の種類コードに、将来債権または混在型債権を1つも 含まない場合(すべてのコードが"A"、"B"、"C"以外で始ま る場合)は、CREDIT.xmlの【債権総額】を設定してくださ い。 |
| M-77 | 将来債権または混在型債権を含む場合は、設定でき ません。 | 債権の種類コードに,将来債権または混在型債権を含む場合("A", "B", "C"で始まるコードを含む場合)は, CREDIT.xmlの【債権総額】を設定できません。 設定値,またはタグを削除してください。 |
| M-78 | カンマ/ハイフンの前後には必ず通番(数字)を設定 してください。 | 【抹消する債権通番】の指定方法が誤っています。指定方法は次のとおりです。 通番を個別に指定する場合 1,2,3,・・・・ 通番を範囲指定する場合 1-10 組み合わせて記載することも可能です。 |
| M-79 | 通番 (数字)の直前直後の双方にハイフンは設定で きません。 | 【抹消する債権通番】の指定方法が誤っています。ハイフ ンは数字の前後どちかのみに設定してください。 |
| M-80 | 通番(数字)は6桁以下で設定してください。 | 【抹消する債権通番】の指定方法が誤っています。通番は6 桁以下で設定してください。 |
| M-81 | 通番(釵子)は 以上 00000以下で設定してくださ い。 | 【抹泪する慎確通番】の疳定万法が誤っています。通番は 以上100000以下で設定してください。 COMMON_vmlの【は消まる痔疾運要】の指空まれが超ってい |
| M-82 | ハイフンの直前直後の通番(数字)が直前の値<直 後の値になるように設定してください。 | マロボボン、AULO LAAR つる頃推進番」の相定力法が誤ってい ます。ハイフンの直前直後の通番が直前の値<直後の値に なるように設定してください。 |
| M-83 | 債権通番の指定が重複しています。 | 【抹消する債権通番】の債権通番は, 重複しないように設 定してください。 |

| 項番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|-------|-----------------------------------|---|
| M-84 | 債権通番の指定は10万件までしか設定できません。 | COMMON.xmlの【抹消する債権通番】の債権通番の指定は, |
| | | |
| M-85 | 債権通番の指定は50件までしか設定できません。 | SEARCH.XMIの【通番情報】の債権通番の指定は、50件以下で設定してください。 |
| | | 登記申請の場合は、JI xml、JJ xmlの【照会番号】を入力 |
| | | |
| M-86 | 発行年月日を入力した場合は、設定してください。 | 「証明由請の場合は COMMON xmlの【昭会番号】を入力して |
| | | |
| | | |
| | | 登記中請の場合は、JI.Xml, JJ.Xmlの【照芸番号】を入力 エイノギキロ |
| M-87 | 照会番号を入力した場合は、設定してください。 | |
| | | 証明申請の場合は、GUMMUN.XMIの【照会番号】を入力して |
| | | |
| M-88 | 債権は10万件までしか設定できません。 | UREDII.Xmlの【復椎値別】内の繰り返しは取入「U刀で |
| | | 9。 0刀以下にしてくたさい。 00 mm の【佳教会】 中の得しにしけ見たのののです。 のの |
| M-89 | 債務者は999人までしか設定できません。 | SMLXMIの【復務有】内の繰り返しは取入999です。99 |
| | | 9以下にしてくたさい。 Symlの【原佳佐老】中の編出海レけ是十000ズオーの |
| M-90 | 原債権者は999人までしか設定できません。 | US.XIIIの【原復権有】内の繰り返しは取入999です。9 |
| | | 99以下にしてくたさい。 COMMON vmlの【担山生発記記】には、"古古は改巳御中"を |
| M-91 | 佐田元豆記所は「東京太務局御中」 を改正してくた キュ、 | LOUMMON.XIIIの【佐田尤豆記所】には, 東京法務同御中 を 記事してください |
| | | 改進してください。 |
| M-92 | 交付方法が″02″の場合は、設定してください。 | 文1) 万法か 02 (达1)の場合, COMMION XIIIの【达1) 万 注】 内の【海涛】 セトバ【書の笙】 た入五」 てください |
| | ↓ 交付方法が"02"以外の場合は、設定できません。 | 広] 内の【述注】のよい【音田寺】を八刀してくたらい。 なけちはが"02" (送け) 11月の場合 - COMMON ymlの【送け |
| M-93 | | |
| | 証明種別が"01"の場合は設定できません。 | |
| M-94 | | の「申請人情報」内の「代表者の氏名」「代表者の資格」 |
| | | および【変更登記情報】を設定することはできません。 |
| | 証明種別が"02" "03"かつ申請人区分が"01"の場合 | 証明種別 $5''(02'')$ (登記事項証明(明細))、 $''(03'')$ (登記事 |
| | | 項証明(一括))かつ申請人区分が"01"(譲渡人)の場合 |
| M-95 | は、設定してください。 | は. COMMON.xmlの【申請人情報】内の【代表者の氏名】 |
| | | 【代表者の資格】を設定してください。 |
| M 00 | (2) 四日 たけの根へは 部内 オキナル / | 代理人がいる場合 (DAIRI.xmlが存在する場合) COMMON.xml |
| M-90 | 代理人のりの場合は、設定でさません。 | の【連絡先】を設定することはできません。 |
| M 07 | 佐爾」な」の提合は、認定してください | 代理人がいない場合 (DAIRI.xmlが存在しない場合) |
| W-97 | 代理人なしの場合は、設定してくたさい。 | COMMON.xmlの【連絡先】を設定してください。 |
| M_0.9 | 由誌「区公が"00"の提合け、設定」てください | 申請人区分が"09"(その他)の場合は, COMMON.xmlの【申 |
| W-90 | | 請人区分その他情報】を設定してください。 |
| M_QQ | 由詩人区公が~00~以めの提会け 設定できません | 申請人区分が"09"(その他)以外の場合は, COMMON.xmlの |
| M 33 | 中間へ区力が、0%以外の場合は、改定できょどの。 | 【申請人区分その他情報】は設定できません。 |
| | | 登記番号による検索(概要)の場合, SEARCH.xmlの【登記 |
| M-100 | 登記番号は1件以上10件以下で設定してください。 | 番号情報】内の【登記番号】は1件以上10件以下で設定 |
| | | してください。 |
| | {0}を入力する場合は、フリガナ/商号等/本店等所在 | SEARCH. xmlの譲受人情報,あるいは原債権者情報を入力す |
| M-101 | はすべて設定してください。 | る場合は、【フリガナ】【商号等】【本店等所在】をすべ |
| | | て設定してください。 |
| M-102 | 譲渡人情報は、2000件までしか設定できません。 | SEARCH.xmlの譲渡人情報を複数件入力する場合は、200 |
| | | 0件以下で設定してください。 |
| M-103 | 債権の発生年月日(自)は債権の発生年月日(至)以前 | SEARCH.xmlの【債権の発生年月日_自】は、【債権の発生年 |
| | の年月日を設定してください。 | 月日_全】以前の年月日を設定してください。 |

| 項番 | メッセージ文字列 | 対処 |
|-------|--|---|
| M-104 | 登記年月日(自)は登記年月日(至)以前の年月日を設 定してください。 | SEARCH.xmlの【登記年月日_自】は, 【登記年月日_至】以 前の年月日を設定してください。 |
| M-105 | 債務者特定区分が"01"の場合、フリガナ/商号等/本 店等所在はすべて設定してください。 | SEARCH.xmlの【債務者情報】内の【債務者特定区分】が "01"(債務者が特定)の場合は、【フリガナ】【商号等】 【本店等所在】をすべて設定してください。 |
| M-106 | 債務者特定区分が″02″の場合、フリガナ/商号等/本 店等所在/会社法人等番号は設定できません。 | SEARCH. xmlの【債務者情報】内の【債務者特定区分】が "02"(債務者が不特定)の場合は、【フリガナ】【商号等】 【本店等所在】【会社法人等番号】を設定することはでき ません。 設定値、またはタグを削除してください。 |
| M-107 | 申請部数に0は設定できません。 | COMMON.xmlの【申請部数】には、"0"は設定できません。 【申請部数】を修正してください。 |
| M-108 | 交付方法が"03"の場合は、申請部数に1を設定してく ださい。 | 交付方法が"03" (オンライン)の場合は, COMMON.xmlの【申 請部数】に"1"を設定してください。 |
| M-109 | 証明種別が"01″の場合は、検索種別に″01″, ″02″の いずれかを設定してください。 | 証明種別が"01"(登記事項概要証明)の場合には、【検索種 別】に"01"(登記番号による検索(概要))、あるいは "02"(譲渡人・譲受人による検索(概要))を設定してください。 |
| M-110 | 証明種別が"02"の場合は、検索種別に"03″, ″04″, ″05″のいずれかを設定してください。 | 証明種別が"02"(登記事項証明(明細))の場合には、【検 索種別】に"03"(登記番号・債権通番による検索(事 項))、あるいは"04"(登記番号・債権を特定する事項によ る検索(事項))、あるいは"05"(譲渡人・譲受人・債権を特 定する事項による検索(事項))を設定してください。 |
| M-111 | 証明種別が"03"の場合は、検索種別に"03"を設定し てください。 | 証明種別が"03"(登記事項証明(一括))の場合には、【検 索種別】に"03"(登記番号・債権通番による検索(事項)) を設定してください。 |
| M-112 | 検索種別が"01", "03"の場合は、ないこと証明書請 求区分に"02"を設定してください。 | 検索種別が"03"(登記番号・債権通番による検索(事項)) の場合には、【ないこと証明書請求区分】に"02"(希望しな い)を設定してください。 |
| M-113 | 登記年月日を入力する場合は、登記年月日(自)と 登記年月日(至)を両方設定してください。 | SEARCH.xmlに登記年月日を入力する場合は、【登記年月日_ 自】と【登記年月日 至】を両方設定してください。 |
| M-114 | 債権発生年月日を入力する場合は、債権発生年月日 (自)と債権発生年月日(至)を両方設定してくだ さい。 | SEARCH.xmlに債権発生年月日を入力する場合は、【債権の 発生年月日_自】と【債権の発生年月日_至】を両方設定し てください。 |
| M-115 | 証明種別が"02", "03"の場合は、設定してくださ い。 | 証明種別が"02"(登記事項証明(明細)), "03"(登記事項証 明(一括))の場合には, COMMON.xmlの【申請人区分】を設 定してください。 |
| M-116 | 送付先を設定した場合は、郵便番号/住所/氏名はす べて設定してください。 | 交付方法が"02"(送付)の場合で,COMMON.xmlの【送付方 法】内の【送付先】を設定する場合は,【送付先】内の 【郵便番号】【住所】【氏名】をすべて設定してくださ い。 |
| M-117 | 検索種別が″02″, ″04″, ″05″の場合は、ファイル区 分に″01″, ″02″のいずれかを設定してください。 | 検索種別が"02"(譲渡人・譲受人による検索), "04"(登 記番号・債権を特定する事項による検索), "05"(譲渡 人・譲受人・債権を特定する事項による検索)の場合は、 SEARCH.xmlの【ファイル区分】に"01"(現在), "02"(閉 鎖)のいずれかを設定してください。 |